

大韓民国

特許法

2004年12月31日法律第7289号により改正された1961年12月31日法律第950号

公布6月後施行

目次

- 第1章 総則
- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 未成年者等の行為能力
- 第4条 法人でない社団等
- 第5条 非居住者の特許管理人
- 第6条 代理権の範囲
- 第7条 代理権の証明
- 第8条 代理権の続行
- 第9条 個別代理
- 第10条 代理人の改任等
- 第11条 複数当事者の代表
- 第12条 民事訴訟法の準用
- 第13条 非居住者の裁判籍
- 第14条 期間の計算
- 第15条 期間の延長等
- 第16条 手続の無効
- 第17条 手続の追完
- 第18条 手続の効力の承継
- 第19条 承継人による手続の続行
- 第20条 手続の中断
- 第21条 中断された手続の再開
- 第22条 手続再開の請求
- 第23条 手続の中止
- 第24条 中断又は中止の効果
- 第25条 外国人の権利能力
- 第26条 条約の効力
- 第27条 削除
- 第28条 書類提出の効力発生時期
- 第28条の2 固有番号の記載
- 第28条の3 電子的手段による特許出願の手続
- 第28条の4 電子文書利用届及び電子署名
- 第28条の5 情報通信網による通知等

第2章 特許登録要件及び特許出願

- 第29条 特許登録の要件
- 第30条 公知等とみなされない発明
- 第31条 植物発明特許
- 第32条 特許を受けることができない発明
- 第33条 特許を受けることができる者
- 第34条 無権利者の特許出願と正当な権利所有者の保護
- 第35条 無権利者の特許と正当な権利所有者の保護
- 第36条 先願原則
- 第37条 特許を受ける権利の移転等
- 第38条 特許を受ける権利の承継
- 第39条 職務発明
- 第40条 職務発明に対する対価
- 第41条 国防上必要な発明等
- 第42条 特許出願
- 第43条 要約書
- 第44条 共同出願
- 第45条 1 特許出願の範囲
- 第46条 手続の補正
- 第47条 特許出願の補正
- 第48条 削除
- 第49条 二重出願の補正に関する取扱い等
- 第50条 削除
- 第51条 補正却下
- 第52条 分割出願
- 第53条 二重出願
- 第54条 条約に基づく優先権主張
- 第55条 特許出願等に基づく優先権主張
- 第56条 先の出願の取下等

第3章 審査

- 第57条 審査官による審査
- 第58条 先行技術の調査等
- 第58条の2 専門調査機関指定の取消
- 第59条 特許出願審査の請求
- 第60条 出願審査の請求手続
- 第61条 優先審査
- 第62条 特許拒絶決定
- 第63条 拒絶理由通知
- 第64条 出願公開
- 第65条 出願公開の効果

- 第 66 条 特許付与決定
- 第 67 条 特許可否決定の方式
- 第 68 条 審判規定の審査への準用
- 第 69 条 特許異議申立
- 第 70 条 特許異議申立の理由等の補正
- 第 71 条 審査及び決定の合議体
- 第 72 条 特許異議申立の審査における職権審査
- 第 73 条 特許異議申立の併合又は分離
- 第 74 条 特許異議申立に対する決定
- 第 75 条 特許異議申立に対する決定方式
- 第 76 条 特許異議申立の取下
- 第 77 条 特許異議申立の手續における特許の訂正
- 第 78 条 審査又は係争審理の中止
- 第 78 条の 2 審判規定の特許異議申立への準用

第 4 章 特許料及び特許登録等

- 第 79 条 特許料
- 第 80 条 利害関係人による特許料の納付
- 第 81 条 特許料の追納等
- 第 81 条の 2 特許料の残額納付
- 第 81 条の 3 特許料の追納又は残額納付による特許出願又は特許権の回復等
- 第 82 条 手数料
- 第 83 条 特許料又は手数料の減免
- 第 84 条 特許料等の返還
- 第 85 条 特許登録簿
- 第 86 条 特許証の交付

第 5 章 特許権

- 第 87 条 特許権の設定登録及び登録公告
- 第 88 条 特許権の存続期間
- 第 89 条 特許権の存続期間の延長
- 第 90 条 特許権の存続期間の延長登録出願
- 第 91 条 特許権の存続期間の延長登録拒絶決定
- 第 92 条 特許権の存続期間の延長登録決定等
- 第 93 条 準用規定
- 第 94 条 特許権の効力
- 第 95 条 存続期間が延長された場合の特許権の効力
- 第 96 条 特許権の効力が及ばない範囲
- 第 97 条 特許発明の保護範囲
- 第 98 条 他人の特許発明等との関係
- 第 99 条 特許権の譲渡及び共有

- 第 100 条 排他的ライセンス
- 第 101 条 特許権及び排他的ライセンスの登録の効力
- 第 102 条 非排他的ライセンス
- 第 103 条 先の使用による非排他的ライセンス
- 第 104 条 無効審判の請求登録前の実施による非排他的ライセンス
- 第 105 条 デザイン権の存続期間満了後の非排他的ライセンス
- 第 106 条 特許権の収用等
- 第 107 条 非排他的ライセンス許諾の裁定
- 第 108 条 答弁書の提出
- 第 109 条 知的所有権紛争調整委員会の意見の聴取
- 第 110 条 裁定の方式
- 第 111 条 裁定書認証謄本の送達
- 第 112 条 対価の供託
- 第 113 条 裁定の失効
- 第 114 条 裁定の取消
- 第 115 条 裁定に対する不服理由の制限
- 第 116 条 特許権の取消
- 第 117 条 削除
- 第 118 条 非排他的ライセンスの登録の効力
- 第 119 条 特許権等の放棄の制限
- 第 120 条 放棄の効果
- 第 121 条 質権
- 第 122 条 質権行使による特許権の移転に伴う非排他的ライセンス
- 第 123 条 質権の物上代位
- 第 124 条 相続人がいない場合の特許権の消滅
- 第 125 条 特許実施報告
- 第 125 条の 2 補償及び対価の額に関する執行名義

第 6 章 特許権者の保護

- 第 126 条 権利侵害に対する差止請求権等
- 第 127 条 侵害とみなす行為
- 第 128 条 損害額の推定等
- 第 129 条 特許された製造方法の推定
- 第 130 条 過失の推定
- 第 131 条 特許権者等の信用回復
- 第 132 条 書類の提出

第 7 章 審判

- 第 132 条の 2 特許審判院
- 第 132 条の 3 特許拒絶決定又は特許取消決定等に関する審判
- 第 132 条の 4 削除

- 第 133 条 特許の無効審判
- 第 133 条の 2 特許無効審判手続での特許の訂正
- 第 134 条 特許権存続期間の延長登録の無効審判
- 第 135 条 特許権の権利範囲の確認審判
- 第 136 条 訂正審判
- 第 137 条 訂正の無効審判
- 第 138 条 非排他的ライセンスの許諾の審判
- 第 139 条 共同審判の請求等
- 第 140 条 審判請求の方式要件
- 第 140 条の 2 特許拒絶決定又は特許取消決定等に対する審判請求の方式要件
- 第 141 条 審判請求の却下
- 第 142 条 補正不能の欠陥を含む審判請求の却下
- 第 143 条 審判官
- 第 144 条 審判官の指定
- 第 145 条 審判長
- 第 146 条 審判の合議体
- 第 147 条 答弁書の提出等
- 第 148 条 審判官の除斥
- 第 149 条 除斥の申立
- 第 150 条 審判官の忌避
- 第 151 条 除斥又は忌避の疎明
- 第 152 条 除斥又は忌避の申立に関する決定
- 第 153 条 審判手続の中止
- 第 153 条の 2 審判官の辞退
- 第 154 条 審理等
- 第 155 条 参加
- 第 156 条 参加の申請及び決定
- 第 157 条 証拠調及び証拠保全
- 第 158 条 審判の進行
- 第 159 条 職権審理
- 第 160 条 審理，審決の併合又は分離
- 第 161 条 審判請求の取下
- 第 162 条 審決
- 第 163 条 既判事項
- 第 164 条 審判及び訴訟
- 第 165 条 審判費用
- 第 166 条 審判費用又は対価等の執行名義
- 第 167 条—第 169 条 削除
- 第 170 条 審査規定の特許拒絶決定に対する審判への準用
- 第 171 条 特許拒絶決定に対する審判の特例
- 第 172 条 審査又は特許異議申立手続の効力

- 第 173 条 審査前置
- 第 174 条 審査規定の審査前置への準用
- 第 175 条 審査前置の終結
- 第 176 条 特許拒絶査定等の破棄
- 第 177 条 削除

第 8 章 再審

- 第 178 条 再審の請求
- 第 179 条 通謀詐害による再審請求
- 第 180 条 再審請求の期間
- 第 181 条 再審によって回復した特許権の効力の制限
- 第 182 条 再審によって回復した特許権の先使用者に対する非排他的ライセンス
- 第 183 条 再審によって非排他的ライセンスを喪失した原権利者の非排他的ライセンス
- 第 184 条 再審における審判規定の準用
- 第 185 条 民事訴訟法の準用

第 9 章 訴訟

- 第 186 条 審決等に対する訴訟
- 第 187 条 被告適格
- 第 188 条 訴訟提起通知及び書類送付
- 第 188 条の 2 技術審査官の除斥又は忌避
- 第 189 条 審決又は決定の取消
- 第 190 条 補償金又は対価の額の決定に対する訴訟
- 第 191 条 補償金又は対価に関する訴訟の被告

第 10 章 特許協力条約に基づく国際出願

第 1 節 国際出願手続

- 第 192 条 国際出願をすることができる者
- 第 193 条 国際出願
- 第 194 条 国際出願日の認定等
- 第 195 条 補正要求
- 第 196 条 取り下げられたものとみなす国際出願
- 第 197 条 代表者等
- 第 198 条 手数料
- 第 198 条の 2 国際調査及び国際予備審査

第 2 節 国際特許出願に関する特例

- 第 199 条 国際出願による特許出願
- 第 200 条 新規性がある発明とみなす場合の特例
- 第 201 条 国際特許出願の翻訳文

- 第 202 条 優先権主張の特例
- 第 203 条 書類の提出
- 第 204 条 国際調査報告書を受けた後の補正
- 第 205 条 国際予備審査報告書作成前の補正
- 第 206 条 非居住者の特許管理人の特例
- 第 207 条 出願公開時期及び効果の特例
- 第 208 条 補正の特例
- 第 209 条 二重出願時期の制限
- 第 210 条 出願審査請求時期の制限
- 第 211 条 国際調査報告書等に記載された文献の提出請求
- 第 212 条 特許異議申立の特例
- 第 213 条 特許の無効審判の特例
- 第 214 条 決定によって特許出願となる国際出願

第 11 章 補足規定

- 第 215 条 2 以上のクレームがある特許又は特許権に関する特例
- 第 215 条の 2 2 以上のクレームがある出願の登録に関する特例
- 第 216 条 書類の閲覧等
- 第 217 条 特許出願，審査，特許異議申立，審判，再審の書類又は特許登録簿の公開又は搬出の禁止
- 第 217 条の 2 特許文書電子化業務の代行
- 第 218 条 書類の送達
- 第 219 条 公示送達
- 第 220 条 非居住者に対する送達
- 第 221 条 特許公報
- 第 222 条 書類の提出等
- 第 223 条 特許表示
- 第 224 条 虚偽表示の禁止
- 第 224 条の 2 不服の制限

第 12 章 罰則

- 第 225 条 侵害罪
- 第 226 条 偽証罪
- 第 227 条 虚偽表示の罪
- 第 228 条 詐欺行為の罪
- 第 229 条 秘密漏洩の罪
- 第 229 条の 2 専門調査機関等の幹部及び職員を公務員とみなす規定
- 第 230 条 両罰規定
- 第 231 条 没収等
- 第 232 条 過料

第1章 総則

第1条 目的

本法は、発明を奨励し、保護し、その利用を図ることにより、技術の改良及び発展を促進して産業の発展に寄与することを目的とする。

第2条 定義

本法で使用する用語の定義は、次の通りである。

- (i) 「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう。
- (ii) 「特許発明」とは、特許を受けた発明をいう。
- (iii) 「実施」とは、次の何れかの行為をいう。
 - (a) 発明した物を製造し、使用し、譲渡し、貸渡し、輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡の申出(譲渡又は貸渡のための展示を含む)をする行為
 - (b) 発明した方法を使用する行為、及び
 - (c) (b)に掲げた行為以外に、物を生産するために発明した方法によって製造した物を使用し、譲渡し、貸渡し、輸入し、又は譲渡若しくは貸渡の申出をする行為

第3条 未成年者等の行為能力

- (1) 未成年者、被保佐人又は成年被後見人は、法定代理人によらなければ特許に関する出願、審査請求その他の手続(以下「特許に関する手続」という)をすることができない。ただし、未成年者又は被保佐人が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。
- (2) (1)にいう法定代理人は、相手方が請求した特許異議申立、審判又は再審において、親族会議の同意なしに手続することができる。
- (3) 特許に関する手続は、当該手続を行う上で必要な法定代理権、行為能力又は権限委任を欠く者によってなされた場合であっても、代理権又は行為能力を有する者によって追認される限り、遡及効果を有する。

第4条 法人でない社団等

法人でない社団又は財団により定められた代表者又は管理人は、その社団又は財団の名義で特許出願審査を請求し、特許異議申立をし、又は審判若しくは再審の請求人若しくは被請求人になることができる。

第5条 非居住者の特許管理人

- (1) 大韓国内に住所又は営業所を有していない者(以下「非居住者」という)は、非居住者(法人の場合はその代表者)が大韓国内に滞在する場合を除いて、大韓国内に住所又は営業所を有する代理人(以下「特許管理人」という)により代理されない限り、特許に関する手続をし、又は本法若しくは本法に基づく命令に従って行政庁がした決定に対して不服申立をすることができない。
- (2) 特許管理人は、権限を与えられた範囲内で、特許に関する全ての手続及び本法又は本法に基づく命令に従って行政庁がした決定に対する不服申立について本人を代理する。
- (3)－(4) 削除

第6条 代理権の範囲

大韓国内に住所又は営業所を有する者から韓国知的所有権庁(以下「特許庁」という)に対して特許に関する手続をすることを委任された代理人は、特別な授權を得なければ、特許出願の放棄若しくは取下、特許権の存続期間の延長登録出願の取下、特許権の放棄、申請の取下、請求の取下、第55条(1)に基づく優先権主張若しくはその取下、第132条の3に基づく審判請求又は復代理人の選任をすることができない。

第7条 代理権の証明

本法において特許管理人を含む代理人が特許庁に対して特許に関する手続をする者を代理する場合は、書面をもって代理権を証明しなければならない。

第8条 代理権の続行

特許に関する手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは能力の喪失、合併による本人の法人格の消滅、本人の信託任務の終了、法定代理人の死亡若しくは能力の喪失又はその代理権の変更若しくは消滅によっては、消滅しない。

第9条 個別代理

特許に関する手続をする者の代理人が2以上あるときは、特許庁又は知的所有権審判院(以下「特許審判院」という)に対して、各人が独立して本人を代理する。

第10条 代理人の改任等

(1) 特許庁長又は審判長は、特許に関する手続をする者がその手続を遂行し又は口頭審理で陳述する等に適していないと認めるときは、職権により、代理人を選任して手続をするよう命じることができる。

(2) 特許庁長又は審判長は、特許に関する手続をする者の代理人が手続をし又は口頭審理で陳述する等に適していないと認めるときは、職権によりその改任を命じることができる。

(3) 特許庁長又は審判長は、(1)又は(2)の場合に弁理士を選任して手続をするよう命じることができる。

(4) 特許庁長又は審判長は、(1)又は(2)に基づいて命令をした後であって、(1)又は(2)に基づく代理人の選任又は改任前に、(1)にいう特許に関する手続をする者又は(2)にいう代理人が特許庁又は特許審判院に対して行った何れの手続も無効とすることができる。

第11条 複数当事者の代表

(1) 2以上の者が共同して特許に関する手続をするときは、次の各号の1に該当する事項を除いては、各人が全員を代表することができる。ただし、代表者を選任して特許庁又は特許審判院に届け出たときは、この限りでない。

(i) 特許出願の放棄若しくは取下又は特許権の存続期間の延長登録出願の取下

(ii) 申請の取下、第55条(1)に基づく優先権の主張又はその取下

(iii) 請求の取下、及び

(iv) 第132条の3に基づく審判請求

(2) (1)に基づいて代表者を選任して届け出たときは、代表者を選任された事実の書面による

証拠を提出しなければならない。

第12条 民事訴訟法の準用

本法において代理人に関する別段の規定がある場合を除き、民事訴訟法第1編第2節第4款を本法に基づく代理人に準用する。

第13条 非居住者の裁判籍

非居住者の特許権その他特許に関する権利について特許管理人が選任されているときは、その特許管理人の住所又は営業所を非居住者のそれとみなす。特許管理人が選任されていないときは、特許庁所在地を民事訴訟法第11条に基づく財産の所在地とみなす。

第14条 期間の計算

本法又は本法に基づく命令による期間の計算は、次の規定による。

- (i) 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
- (ii) 期間を月又は年をもって定めたときは、暦に従って計算する。
- (iii) 月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年において当該起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日で期間が満了する。
- (iv) 特許に関する手続の期間の末日が、労働者の日制定に関する法律による労働者の日を含む公休日に当たるときは、期間はその翌就業日をもって満了する。

第15条 期間の延長等

- (1) 特許庁長又は特許審判院長は、遠隔又は交通が不便な地域に居住する者のために、請求により又は職権で、第70条(1)に基づく特許異議申立の理由等の補正書の提出期間、又は第132条の3に基づく審判請求期間を延長することができる。
- (2) 特許庁長、特許審判院長、審判長又は審査官は、本法に基づいて特許に関する手続をする期間を定めたときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。
- (3) 審判長又は審査官は、本法に基づいて特許に関する手続をする期日を定めたときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

第16条 手続の無効

- (1) 特許庁長又は特許審判院長は、第46条に基づく補正命令を受けた者が指定された期間内にその補正をしなかった場合は、特許に関する手続を無効にすることができる。ただし、第82条(2)に基づく審査請求手数料を納付しないことについて補正命令を受けた者がその審査請求手数料を納付しなかった場合は、特許願書に添付した明細書に関する補正を無効にすることができる。
- (2) 特許庁長又は特許審判院長は、(1)に基づいて特許に関する手続が無効になった場合において、遅延がその者の責に帰すことができない事由によると認められたときは、補正命令を受けた者の請求により、その無効処分を取り消すことができる。ただし、当該請求が、遅延事由消滅の日から14日以内に、かつ、指定された期間の満了日から1年以内になされること

を条件とする。

第 17 条 手続の追完

特許に関する手続をする者がその責に帰すことができない事由により第 132 条の 3 に基づく審判請求期間又は第 180 条(1)に基づく再審の請求期間を遵守することができなかった場合において、その期間の満了日から 1 年が経過していないときは、その事由が消滅した日の直後 14 日以内に手続を追完することができる。

第 18 条 手続の効力の承継

特許権その他特許に関する権利に係る手続の効力は、その権利の承継人にも及ぶものとする。

第 19 条 承継人による手続の続行

特許庁長又は審判長は、特許に関する手続が特許庁又は特許審判院に係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があるときは、その権利の承継人に対して特許に関する手続の続行を求めることができる。

第 20 条 手続の中断

特許に関する手続が次の各号の 1 に該当する場合は、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は中断される。ただし、手続をすることを委任された代理人がある場合は、この限りでない。

- (i) 当事者が死亡した場合
- (ii) 当事者である法人が合併により消滅した場合
- (iii) 当事者が手続をする能力を喪失した場合
- (iv) 当事者の法定代理人が死亡し又はその代理権を喪失した場合
- (v) 当事者の信託による受託者の任務が終了した場合、又は
- (iv) 第 11 条(1)に基づく代表者が死亡し又はその資格を喪失した場合

第 21 条 中断された手続の再開

第 20 条に基づいて特許庁又は特許審判院に係属中の手続が中断されたときは、次の各号の 1 に該当する者はその手続を再開することができる。

- (i) 第 20 条(i)の場合は、その相続人、相続財産管理人又は法律により手続を続行すべき者。ただし、相続人は、相続権が放棄されないものとなるまで、その手続を再開することができない。
- (ii) 第 20 条(ii)の場合は、合併によって設立され又は合併後存続する法人
- (iii) 第 20 条(iii)及び(iv)の場合は、必要な手続をする能力を回復した当事者又は法定代理人となった者
- (iv) 第 20 条(v)の場合は、新しい受託者、及び
- (v) 第 20 条(vi)の場合は、新しい代表者又は各共同当事者

第 22 条 手続再開の請求

- (1) 相手方は、第 20 条に基づいて中断された手続の再開を請求することができる。
- (2) 特許庁長又は審判長は、第 20 条に基づいて中断された手続の再開の請求があるときは、

これを相手方に通知しなければならない。

(3) 特許庁長又は審判長は、第 20 条に基づいて中断された手続の再開の請求について理由がないと認めるときは、請求の審理後に決定をもって職権によりこれを却下しなければならない。

(4) 特許庁長又は審判長は、再開の請求を受けて、決定又は審決の認証謄本を送達した後に中断された手続を再開すべきか否かを決定しなければならない。

(5) 特許庁長又は審判長は、第 21 条に規定された者が中断された手続を再開しない場合は、職権で期間を定めて再開を命じなければならない。

(6) (5)に基づく期間内に再開の請求がない場合は、その期間が満了する日の翌日に再開がなされたものとみなす。

(7) 特許庁長又は審判長は、(6)に基づいて再開がなされたものとみなした場合は、これを関係当事者に通知しなければならない。

第 23 条 手続の中止

(1) 特許庁長又は審判長が天災地変その他の不可避の事情によってその職務を遂行することができないときは、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は、その障害が消滅するまで中止される。

(2) 特許庁長又は審判長は、当事者が不定期間の障害のために特許庁又は特許審判院に係属中の手続を続行することができないときは、決定をもってその中止を命じることができる。

(3) 特許庁長又は審判長は、(2)に基づく決定を取り消すことができる。

(4) (1)及び(2)に基づく手続の中止又は(3)に基づく決定の取消をしたときは、特許庁長又は審判長は、これを関係当事者に通知しなければならない。

第 24 条 中断又は中止の効果

特許庁に係属中の特許に関する手続が中断又は中止された場合は、その期間の進行は停止し、その手続の継続又は再開の通知があった日から全ての期間が再び進行する。

第 25 条 外国人の権利能力

大韓民国に居住せず営業所も有していない外国人は、次の各号の 1 に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享受することができない。

(i) その者の属する国が、大韓民国の国民に対して、その国民と同一の条件で特許権その他特許に関する権利の享受を認めているとき

(ii) 大韓民国がその者の属する国の国民に対して特許権その他特許に関する権利の享受を認める場合はその者の属する国が大韓民国の国民に対しその国民と同一の条件で特許権その他特許に関する権利の享受を認めるものとしているとき、又は

(iii) その者が条約又はこれに準ずるもの(以下「条約」という)に基づいて特許権その他特許に関する権利を享受することができるとき

第 26 条 条約の効力

特許に関して条約中に本法で規定したものと異なる規定がある場合は、条約に従う。

第 27 条 削除

第 28 条 書類提出の効力発生時期

(1) 本法又は本法に基づく命令により特許庁又は特許審判院に提出する申請書、請求書その他の書類(以下この条で物を含む)は、特許庁又は特許審判院に到達した日からその効力が生じる。

(2) 申請書、請求書その他の書類を郵便で特許庁又は特許審判院に提出する場合に、郵便物の通信日付印で表示された日が明瞭なときは、その表示された日を特許庁又は特許審判院に到達した日とみなす。その表示された日が不明瞭な場合に、郵便物の受領証によって証明できるときは、郵便局に差し出した日を特許庁又は特許審判院に到達した日とみなす。ただし、特許権及び特許に関する他の権利の登録申請書類並びに特許協力条約第 2 条(vii)に基づく国際出願(以下「国際出願」という)に関する書類を郵便で提出する場合は、この限りでない。

(3) 削除

(4) (1)及び(2)に拘らず、郵便物の遅延、郵便物の亡失又は郵便業務の中断に係る書類提出に関する詳細事項は、産業資源部令で定める。

第 28 条の 2 固有番号の記載

(1) 産業資源部令が定める特許に関する手続をする者((2)又は(3)に基づいて既に固有番号を付与されている者を除く)は、特許庁又は特許審判院に固有番号を申請しなければならない。

(2) 特許庁長又は特許審判院長は、ある者が(1)に基づいて固有番号を申請する場合は、その者に固有番号を付与し、これを通知しなければならない。

(3) 特許庁長又は特許審判院長は、(1)にいう特許に関する手続をする者が固有番号の申請をしない場合は、その者に職権で固有番号を付与し、これを通知しなければならない。

(4) (2)又は(3)に基づいて固有番号を付与された者が特許に関する手続をする場合は、その者は産業資源部令が定める書類に自己の固有番号を記載しなければならない。この場合、本法又は本法に基づく命令に拘らず、当該書類に住所(法人の場合は営業所の所在地)を記載しなくてもよい。

(5) (1)から(4)までは、特許に関する手続をする者の代理人に関して準用する。

(6) 固有番号の付与申請、固有番号の付与及び通知又はその他の必要事項は、産業資源部令で定める。

第 28 条の 3 電子的手段による特許出願の手続

(1) 特許に関する手続をする者は、本法に基づいて特許庁長又は特許審判院長に提出する特許願書又はその他の書類を、産業資源部令が定める方式に従って電子文書化し、かつ、これを情報通信網の利用により又はフロッピーディスクにより提出することができる。

(2) (1)に基づいて提出された電子文書は、本法に基づいて提出された他の書類と同一の効力を有する。

(3) (1)に基づいて情報通信網を利用して提出した電子文書の内容は、当該文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認したときは、特許庁又は特許審判院で使用するコンピュータシステムの受領ファイルに記録されたものと同一の内容とみなす。

(4) (1)に基づいて電子的手段で提出することができる書類の種類及び提出方法その他の必

要事項は、産業資源部令で定める。

第 28 条の 4 電子文書利用届及び電子署名

- (1) 電子文書によって特許に関する手続をしようとする者は、予め特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用届を提出しなければならないが、本人であることを認証するための電子署名をしなければならない。
- (2) 第 28 条の 3 に基づいて提出された電子文書は、(1) に基づく電子署名をした者が提出したものとみなす。
- (3) (1) に基づく電子文書利用の届出及び電子署名方法に関して必要な事項は、産業資源部令で定める。

第 28 条の 5 情報通信網による通知等

- (1) 特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、審査長又は審査官は、第 28 条の 4(1) に基づいて電子文書利用の届出をした者に通知及び関係書類の送達(以下「通知」という)をするときは、情報通信網を利用してこれを行うことができる。
- (2) (1) にいう情報通信網を利用して行った関係書類の通知は、書面をもって行ったものと同一の効力を有する。
- (3) (1) にいう関係書類の通知は、当該通知を受けた者が使用するコンピュータシステムのファイルに記録されたときに、特許庁又は特許審判院が書類伝達のために使用するコンピュータシステムのファイルに記録された内容と同一の内容で到達したものとみなす。
- (4) (1) に基づいて情報通信網を利用して行う通知の種類及び方法に関して必要な事項は、産業資源部令で定める。

第2章 特許登録要件及び特許出願

第29条 特許登録の要件

(1) 産業上利用することができる発明は、次の各号の1に該当するものを除き、特許を受けることができる。

(i) 特許出願前に大韓国内で公知にされ、又は公然と実施された発明、又は
(ii) 特許出願前に大韓国内若しくは外国で頒布された刊行物に掲載され、又は大統領令が定める電気通信回線を通じて発表された発明

(2) (1)に拘らず、(1)の各号に規定された発明により、発明が特許出願前にその発明の属する技術分野において通常の知識を有する者が容易に発明することができるものであるときは、その発明は特許を受けることができない。

(3) (1)に拘らず、既に出願公開され若しくは登録公告された他の特許願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一である発明について出願がなされた場合、又はその発明が既に登録公告された実用新案登録出願と同一である場合は、当該発明に対して特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の発明者及び他の特許出願若しくは実用新案登録出願の発明者が同一人であるか、又は出願時の当該特許出願人及び他の特許出願若しくは実用新案登録出願の出願人が同一人である場合は、特許を受けることができる。

(4) (3)を適用するときは、他の特許出願又は実用新案登録出願が、第199条(1)に基づいて特許出願とみなす国際出願、又は実用新案法第57条(1)に基づいて実用新案登録出願とみなす国際出願(第214条(4)に基づいて特許出願又は実用新案法第71条(4)に基づいて実用新案登録出願とみなす国際出願を含む)である場合において、「出願公開された」は、「出願公開された又は特許協力条約第21条で規定する国際公開の主題であった」と読み替え、「最初に添付された明細書又は図面に記載された発明又は考案」は、「国際出願日における国際出願の明細書、クレーム又は図面及びその出願翻訳文の双方に記載された発明又は考案」と読み替える。

第30条 公知等とみなされない発明

(1) 次の各号の1に該当する特許を受けることができる発明は、当該日から6月以内に特許出願をするときは、その特許出願においてクレームされた発明に対して第29条(1)又は(2)を適用することについては、当該発明は新規なものとみなす。

(i) 特許を受ける権利を有する者が自己の発明に対して次の何れかの行為を行うことによって、第29条(1)各号の1に該当することになった場合

- (a) 試験
- (b) 刊行物への発表
- (c) 大統領令が定める電気通信回線を通じた発表、又は
- (d) 産業資源部令が定める学術団体での書面による発表

(ii) 特許を受ける権利を有する者の意思に反してその発明が第29条(1)各号の1に該当することになった場合、又は

(iii) 特許を受ける権利を有する者がその発明を博覧会に出品することによって、第29条(1)各号の1に該当することになった場合

(2) (1)(i)又は(iii)の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願時に特

許庁長に提出しなければならず、関係事実を証明することができる書類も特許出願日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第 31 条 植物発明特許

無性的に繁殖することができる植物品種を発明した者は、その発明に対して植物発明特許を受けることができる。

第 32 条 特許を受けることができない発明

公共の秩序若しくは善良な風俗に反し又は公衆の衛生を害する虞がある発明は、第 29 条(1)及び(2)に拘らず、特許を受けることができない。

第 33 条 特許を受けることができる者

(1) 発明をした者又はその承継人は、本法に基づいて特許を受ける権利を有する。ただし、特許庁職員及び特許審判院職員は相続又は遺贈の場合を除いては、在職中に特許を受けることができない。

(2) 2 以上の者が共同で発明したときは、特許を共有する権利を有する。

第 34 条 無権利者の特許出願と正当な権利所有者の保護

第 62 条(ii)にいう第 33 条(1)に基づく発明者でない者又は特許を受ける権利の承継人でない者(以下「無権利者」という)が行った出願であるために特許を受けることができない場合に、後に正当な権利所有者がなした出願は、無権利者による先の出願の出願日に提出されたものとみなす。ただし、無権利者の出願が拒絶された日から 30 日の期間が経過した後に提出した場合は、この限りでない。

第 35 条 無権利者の特許と正当な権利所有者の保護

第 33 条(1)に基づく特許を受ける権利を欠くために、第 69 条(1)(ii)に基づき特許の取消決定が確定し又は第 133 条(1)(ii)に基づき無効決定が確定した場合は、後に正当な権利所有者がなした出願は、取消又は無効となった特許の出願日にされたものとみなす。ただし、最初の出願の公開日から 2 年の期間が経過した後に特許出願をした場合、又は取消若しくは無効決定の確定日から 30 日の期間が経過した後に特許出願をした場合は、この限りでない。

第 36 条 先願原則

(1) 同一の発明に関して異なる日に 2 以上の出願があるときは、先に特許出願した者のみがその発明に対して特許を受けることができる。

(2) 同一の発明に関して同日に 2 以上の出願があるときは、出願人の協議によって定められた 1 の特許出願人のみがその発明に対して特許を受けることができる。協議が成立しなかったか、又は協議することができないときは、何れの出願人もその発明に対して特許を受けることができない。

(3) 特許出願された発明と実用新案登録出願された考案が同一であり、かつ、出願日が異なる場合は、(1)を準用する。出願日が同一である場合は、(2)を準用する。ただし、第 53 条に規定の二重出願として、特許出願が実用新案登録出願(第 53 条(3)に基づいて実用新案登録出

願と同日に出願されたものとみなす特許出願を含む)と同日に出願された場合は、この限りでない。

(4) (1)から(3)までの適用上、特許出願又は実用新案登録出願が無効とされ若しくは取り下げられ、又は実用新案登録出願が拒絶された場合は、当該出願は、されなかったものとみなす。

(5) (1)から(3)までの適用上、発明者、考案者又は特許若しくは実用新案登録を受ける権利の承継人でない者がした特許出願又は実用新案登録出願は、されなかったものとみなす。

(6) 特許庁長は、(2)の場合は、期間を定めて特許出願人に協議の結果を届け出るよう命じ、その期間内に届出がないときは、(2)に基づく協議は成立しなかったものとみなす。

第 37 条 特許を受ける権利の移転等

(1) 特許を受ける権利は、移転することができる。

(2) 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。

(3) 特許権を共有する場合は、各共有者は、他の共有者の同意を得なければその持分を譲渡することができない。

第 38 条 特許を受ける権利の承継

(1) 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。

(2) 同一の者から承継した同一の発明についての特許を受ける権利に基づいて、同日に2以上の特許出願があるときは、全ての特許出願人の協議によって定めた者以外の者による特許を受ける権利の承継は、その効力が発生しない。

(3) 同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許及び実用新案登録を受ける権利に基づいて、同日に特許出願及び実用新案登録出願があるときにも、(2)を適用する。

(4) 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除いて、出願人の名義変更の届出をしなければ、その効力が発生しない。

(5) 特許を受ける権利の相続その他の一般承継がある場合は、承継人は、遅滞なくその旨を特許庁長に届け出なければならない。

(6) 同一の者から承継した同一の発明に対する特許を受ける権利に基づいて、同日に2以上の出願人変更の届出があるときは、届出をした者全員での協議により定めた者以外の者の届出は、その効力が発生しない。

(7) 第 36 条(6)は、(2)、(3)又は(6)の場合にこれを準用する。

第 39 条 職務発明

(1) 従業者、法人の役員若しくは公務員(以下「従業者」という)又は権原の承継人が、その性質上、使用者、法人、国若しくは地方公共団体(以下「使用者」という)の業務範囲に属する発明に対して特許を受け、かつ、その発明に至った行為が従業者の現在又は過去の職務の一部である(以下「職務発明」という)ときは、使用者はその特許権に対して非排他的ライセンスを有する。

(2) (1)に拘らず、公務員の職務発明は、国又は地方公共団体に帰属しなければならないが、かつ、当該特許権は、国又は地方公共団体に帰属する。ただし、高等教育法に基づく国立又は公立

学校(以下「国立又は公立学校」という)の教師及び職員の職務発明は、技術移転振興法第9条(1)後段に基づいて管掌機関(以下「管掌機関」という)に帰属しなければならない。更に、国立又は公立学校の教師及び職員の職務発明に関する特許権が管掌機関に帰属したときは、特許権は管掌機関の所有とみなす。

(3) 従業者が職務発明でない発明をしたときに使用者に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者のために排他的ライセンスを設定することを予め定めた契約若しくは勤務規程の条項は、無効とする。

(4) (2)にいう国に帰属する特許権の処分及び管理は、国有財産法第6条に拘らず、特許庁長が管掌する。

(5) (4)にいう国に帰属する特許権の処分及び管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第40条 職務発明に対する対価

(1) 従業者は、職務発明に関して特許を受ける権利若しくは特許権を、契約若しくは勤務規程に基づいて使用者に譲渡し又は排他的ライセンスを設定した場合は、相当の対価を受ける権利を有する。

(2) (1)に基づく対価の額を決定するときは、その発明によって使用者が得るべき利益の額並びにその発明の創作に使用者及び従業者が貢献した程度を考慮する。この場合、対価に関する事項は、大統領令又は条例で定める。

(3) 国、地方公共団体又は管掌機関が第39条(2)に基づいて公務員の職務発明を承継した場合は、国が公務員に相当の対価を支払わなければならない。対価の支払に関する事項は、大統領令又は条例で定める。

(4) 削除

第41条 国防上必要な発明等

(1) 政府は、発明が国防上必要な場合は、発明者、出願人及び代理人に対して外国への特許出願をしないこと又はその発明を秘密として取り扱うべきことを命じることができる。ただし、政府の許可を得たときは、外国に特許出願をすることができる。

(2) 政府は、特許庁に特許出願された発明を国防上必要とみなす場合は、特許付与を拒絶することができる。かつ、戦時、事変又はこれに準ずる非常時において国防上必要な場合は、特許を受ける権利を収用することができる。

(3) (1)に基づく外国への特許出願の禁止又は秘密の保持に伴う損失については、政府は、相当の補償金を支払わなければならない。

(4) (2)に基づいて特許を付与しない場合、又は特許を受ける権利を収用した場合は、政府は、相当の補償金を支払わなければならない。

(5) (1)に基づく外国への特許出願の禁止又は秘密の保持命令に違反した場合は、その発明について特許を受ける権利を放棄したものとみなす。

(6) (1)に基づく秘密の保持命令に違反した場合は、秘密の保持に伴う損失に対する補償金の請求権を放棄したものとみなす。

(7) (1)に基づく外国への特許出願の禁止、秘密の保持についての審判、又は(2)から(4)までに基づく収用又は補償金支払の手續等に関する事項は、大統領令で定める。

第 42 条 特許出願

(1) 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した特許願書を特許庁長に提出しなければならない。

- (i) 特許出願人の名称及び住所(法人の場合はその名称及び営業所の所在地)
- (ii) 特許出願人の代理人がある場合は、その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地(代理人の特許事務所である場合は、事務所の名称及び所在地並びに指定された弁理士の名称)
- (iii) 削除
- (iv) 発明の名称
- (v) 発明者の名称及び住所
- (vi) 削除

(2) (1)に基づく特許願書には、次に掲げる事項を記載した明細書、要約書、及び必要な図面を添付しなければならない。

- (i) 発明の名称
- (ii) 図面の簡単な説明
- (iii) 発明の詳細な説明、及び
- (iv) 特許クレーム

(3) (2) (iii)に基づく発明の詳細な説明には、その発明の属する技術分野において通常の知識を有する者が容易に実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

(4) (2) (iv)に基づくクレームには、保護を受けようとする事項を 1 以上のクレーム(以下「クレーム」という)に記載するものとし、そのクレームは、次の各号に該当しなければならない。

- (i) 発明の詳細な説明によって裏付けられていること
- (ii) 発明を明瞭かつ簡潔に記載するものであること、及び
- (iii) 発明の構成に欠くことのできない特徴のみを記載するものであること

(5) (2) (iv)に基づくクレームの記載方法に関する詳細事項は、大統領令で定める。

(6) (2)に基づく要約書の記載方法に関する詳細事項は、産業資源部令で定める。

第 43 条 要約書

第 42 条(2)に基づく要約書は、特許発明の保護範囲を定めるために使用するのではなく、技術情報として使用するものとする。

第 44 条 共同出願

特許を受ける権利を第 33 条(2)に基づいて共有する場合は、所有者が共同で特許出願をしなければならない。

第 45 条 1 特許出願の範囲

(1) 特許出願は 1 発明を 1 特許出願とする。ただし、単一の包括的発明の概念を形成する 1 群の発明に対しては 1 特許出願とすることができる。

(2) (1)に基づく特許出願の要件は、大統領令で定める。

第 46 条 手続の補正

特許庁長又は特許審判院長は、特許に関する手続が次の各号の 1 に該当する場合は、期間を定めて補正を命じることができる。

- (i) 第 3 条(1)又は第 6 条に違反する場合
- (ii) 本法又は本法に基づく大統領令が定める方式に違反する場合、又は
- (iii) 第 82 条に基づいて納付すべき手数料を納付しなかった場合

第 47 条 特許出願の補正

(1) 特許出願人は、審査官が第 66 条に基づく特許付与決定の認証謄本を発出する前であれば、特許願書に添付された明細書又は図面を補正することができる。ただし、次に該当する場合において、出願人が補正するときは、次の各号で定める期間内にしなければならない。

- (i) 第 63 条に基づく拒絶理由通知(以下「拒絶理由通知」という)を最初に受けた場合、又は
- (ii) に該当しない拒絶理由通知を受けた場合は、当該拒絶理由通知に対する意見書提出期間
- (ii) (i)の拒絶理由通知に応答した補正に拒絶理由通知を受けた場合は、当該拒絶理由通知に対する意見書提出期間、又は
- (iii) 出願人が第 132 条の 3 に基づく特許拒絶決定に対する審判を請求する場合は、その審判請求日から 30 日

(2) (1)に基づく明細書又は図面の補正は、特許願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内でこれを行わなければならない。

(3) (1) (ii)及び(iii)に基づく補正のうちクレームに対する補正は、次の各号の 1 に該当する範囲に限らなければならない。 (iii)に基づく補正をする場合は、審査官が拒絶理由通知により指摘した範囲に限らなければならない。

- (i) クレームの減縮
- (ii) 間違った記載の訂正、又は
- (iii) 不明瞭な記載の明確化

(4) (1) (ii)及び(iii)に定める期間内にする補正は、次の要件を満たさなければならない。

- (i) 明細書又は図面の補正が、クレームを実質的に拡張し又は変更しないこと、及び
- (ii) 補正後のクレームに記載された事項が、特許出願時に特許を受けることができるものであったこと

第 48 条 削除

第 49 条 二重出願の補正に関する取扱い等

(1) 削除

(2) 第 53 条に基づく二重出願が、実用新案登録出願の願書に最初に添付された明細書の実用新案登録クレームに記載された範囲を超えるものと特許権の設定登録後に認められたときは、当該二重出願は、その願書を提出した時になされたものとみなす。

第 50 条 削除

第 51 条 補正却下

- (1) 審査官は、第 47 条(1)(ii)に基づく補正が同条(2)から(4)までに違反するものと認めるときは、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- (2) (1)に基づく補正却下の決定は、書面で行い、かつ、その理由を付さなければならない。
- (3) (1)に基づく却下の決定に対しては不服申立をすることができない。ただし、第 132 条の 3 に基づいて特許拒絶決定に対する審判において争う場合は、この限りでない。

第 52 条 分割出願

- (1) 2 以上の発明を含む特許出願をした出願人は、第 47 条(1)に基づいて補正することができる期間内に当該出願を 2 以上の出願に分割することができる。
- (2) (1)に基づいて分割された特許出願(以下「分割出願」という)は、原特許出願の出願時になされたものとみなす。ただし、その分割出願が次の各号の 1 に該当する場合は、当該分割出願時に提出されたものとみなす。
 - (i) 分割出願が第 29 条(3)で規定する他の特許出願又は実用新案法第 5 条(3)で規定する特許出願に該当することにより、第 29 条(3)又は実用新案法第 5 条(3)を適用する場合
 - (ii) 第 30 条(2)を適用する場合
 - (iii) 第 54 条(3)を適用する場合、又は
 - (iv) 第 55 条(2)を適用する場合
- (3) (1)に基づいて分割出願をする者は、分割出願の目的及び分割の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。
- (4) 分割出願において第 54 条に基づく優先権を主張する者は、同条(4)に基づく書類を、同条(5)で規定する期間に拘らず、分割出願をした日から 3 月以内に特許庁長に提出しなければならない。

第 53 条 二重出願

- (1) 実用新案登録出願をした者は、その実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書のクレームに記載した内容の範囲内で特許出願(以下「二重出願」という)をすることができる。二重出願は、その実用新案登録出願をした日の後、かつ、実用新案権が登録された日の後 1 年以内に出願しなければならない。
- (2) (1)に基づいて二重出願をする者は、特許出願時に、特許の目的及び二重出願の基礎となった実用新案登録出願の表示をしなければならない。
- (3) (1)に基づく二重出願がある場合は、その特許出願は、実用新案登録出願をしたときに提出されたものとみなす。ただし、その特許出願が次の各号の 1 に該当する場合は、その特許出願は当該二重出願時に提出されたものとみなす。
 - (i) 特許出願が第 29 条(3)で規定する他の特許出願又は実用新案法第 5 条(3)で規定する特許出願に該当することにより、第 29 条(3)又は実用新案法第 5 条(3)を適用する場合
 - (ii) 第 30 条(2)を適用する場合
 - (iii) 第 54 条(3)を適用する場合、又は
 - (iv) 第 55 条(2)を適用する場合
- (4) (1)に基づく特許出願に関して第 54 条に基づく優先権を主張する者は、同条(5)に拘らず、二重出願をした日から 3 月以内に、同条(4)に基づく書類を特許庁長に提出しなければならない。

い。

第 54 条 条約に基づく優先権主張

(1) 条約に基づいて大韓民国国民に特許出願の優先権を認める当事国の国民が、その当事国又は条約を認める他の当事国における先の出願に基づき大韓民国における特許出願の優先権を同一の発明について主張するときは、当該国における先の出願の出願日を第 29 条及び第 36 条に基づく大韓民国における出願日とみなす。条約に基づいて大韓民国国民に特許出願の優先権を認める当事国に特許出願した大韓民国国民が、当該国における先の出願に基づき大韓民国における特許出願の優先権を同一の発明について主張するときにも、この規定を適用する。

(2) (1)に基づいて優先権を主張しようとする者は、先の出願の出願日から 1 年以内に優先権主張を伴う特許出願をしなければならない。

(3) (1)に基づいて優先権を主張しようとする者は、大韓民国においてする出願の願書に、その主張、先の出願をした国名及び出願日を記載しなければならない。

(4) (3)に基づいて優先権を主張する者は、次の(i)の書類又は(ii)の書面を特許庁長に提出しなければならない。ただし、(ii)の書面は産業資源部令が定める国の場合に限り提出する。

(i) 先の出願をした国の政府が認証した書類として、出願日を記載した書面並びに発明の明細書及び図面の謄本、又は

(ii) 先の出願をした国における出願番号を記載した書面

(5) (4)に基づく書類又は書面は、次の各号のうち該当し最先日となる日から 1 年 4 月以内に提出しなければならない。

(i) 条約当事国に最初にした出願の出願日

(ii) 特許出願が第 55 条(1)に基づく他の優先権主張を伴う場合は、その優先権主張の基礎となる先の出願の出願日、又は

(iii) 特許出願が(3)に基づく他の優先権主張を伴う場合は、その優先権主張の基礎となる出願の出願日

(6) (3)に基づいて優先権を主張した者が(5)に基づく期間内に(4)に規定した書類又は書面を提出しなかった場合は、その優先権主張は効力を失う。

(7) (1)に基づいて優先権主張をすることができる者のうち(2)の要件を満たす者は、(5)に基づく最先日から 1 年 4 月以内に当該優先権主張を補正し又は追加することができる。

第 55 条 特許出願等に基づく優先権主張

(1) 特許を受けようとする者は、次の各号の 1 に該当する場合を除き、特許出願に係る発明に関して、その者が特許若しくは実用新案登録を受ける権利を有する先の特許出願又は実用新案登録出願(以下「先の出願」という)の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明を基礎として優先権を主張することができる。

(i) 特許出願が先の出願の出願日から 1 年を経過してから出願された場合

(ii) 先の出願が第 52 条(2)に基づく分割出願若しくは第 53 条に基づく二重出願又は実用新案法第 16 条(2)に基づく分割出願若しくは実用新案法第 17 条に基づく二重出願である場合

(iii) 特許出願時に先の出願が放棄され、無効にされ、取り下げられ、又は拒絶されている場合

(iv) 先の出願に対する審査官の特許可否決定又は審決が確定している場合、又は
(v) 特許出願時に先の出願が実用新案法第 35 条(2)に基づいて登録されている場合
(2) (1)に基づく優先権を主張しようとする者は、特許出願と同時に、その旨を主張し、かつ、先の出願を特定しなければならない。

(3) (1)に基づく優先権の主張を伴う特許出願が、その優先権主張の基礎となった先の特許出願又は実用新案登録出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に開示された発明を記載するときは、その特許出願は、第 29 条(1)又は(2)、第 29 条(3)(本文)、第 30 条(1)、第 36 条(1)から(3)まで、第 47 条(4)(ii)、第 96 条(1)(iii)、第 98 条、第 103 条、第 105 条(1)及び(2)、第 129 条及び第 136 条(4)(第 77 条(3)又は第 133 条の 2(3)で準用する場合を含む)、実用新案法第 8 条(3)及び(4)並びに第 39 条、デザイン保護法第 45 条及び第 52 条(3)に基づいて先の出願がされたときに、出願したものとみなす。ただし、この規定は、先の出願が(1)に基づく又は工業所有権の保護に関するパリ条約第 4D 条(1)に基づく優先権主張を伴う出願である場合は、その先の出願に関して優先権主張の基礎となった出願の出願時の明細書又は図面に記載された発明には適用されない。

(4) (1)に基づく優先権の主張を伴う特許願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明のうち、当該優先権主張の基礎となった先の出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明(その先の出願が(1)に基づく又は工業所有権の保護に関するパリ条約第 4D 条(1)に基づく優先権主張を伴う出願である場合は、その先の出願に関して優先権主張の基礎となった出願の出願時の明細書又は図面に記載された発明を除く)については、第 29 条(3)本文及び実用新案法第 5 条(3)本文に基づいて、その特許出願が出願公開され、又は特許権が登録公告されたときに、その先の出願の出願公開がされたものとみなす。この場合、その先の出願が第 199 条(1)に基づいて特許出願とみなす国際出願又は実用新案法第 57 条(1)に基づいて実用新案登録出願とみなす国際出願(第 214 条(4)又は実用新案法第 71 条(4)に基づいて特許出願又は実用新案登録出願となる国際出願を含む)である場合は、第 29 条(4)中「国際出願日における国際出願の明細書、クレーム又は図面及びその出願翻訳文の双方に記載された発明又は考案」は、「国際出願日における国際出願の明細書、クレーム又は図面に記載された発明又は考案」と読み替える。

(5) (1)に基づいて優先権主張をすることができる者のうち(2)の要件を備えた者は、先の出願の出願日(2 以上の出願がある場合は、最先の出願日)から 1 年 4 月以内に当該優先権主張を補正し、又は追加することができる。

第 56 条 先の出願の取下等

(1) 第 55 条(1)に基づく優先権主張の基礎となった先の出願は、当該先の出願が実用新案登録出願である場合はその優先権主張をしたときに、また、当該先の出願が特許出願である場合は当該先の特許出願日から 1 年 3 月を経過したときに、取り下げられたものとみなす。ただし、先の出願が次の各号の 1 に該当する場合は、この限りでない。

- (i) 放棄され、無効にされ、取り下げられ、又は拒絶されている場合
- (ii) 審査官による特許可否決定又は出願拒絶の審決が確定している場合
- (iii) 先の出願を基礎とした優先権主張が取り下げられている場合、又は
- (iv) 実用新案法第 35 条(2)に基づいて登録されている場合

(2) 第 55 条(1)に基づく優先権主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の出願日から 1 年

3月を経過した後は、その優先権主張を取り下げることができない。

(3) 第55条(1)に基づく優先権主張を伴う特許出願が先の出願の出願日から1年3月以内に取り下げられたときは、その優先権主張も同時に取り下げられたものとみなす。

第3章 審査

第57条 審査官による審査

- (1) 特許庁長は、審査官に特許出願及び特許異議申立を審査させる。
- (2) 審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第58条 先行技術の調査等

- (1) 特許庁長は、特許出願の審査において必要であると認めるときは、専門調査機関に先行技術の調査を依頼することができる。
- (2) 特許庁長は、特許出願の審査に関して必要であると認めるときは、政府機関、当該技術分野の専門機関又は特許に関する知識と経験が豊かな専門家に協力及び助言を求めることができる。この場合、特許庁長は、特許庁の予算の範囲内で協力又は助言に対する手当又は経費を支給することができる。
- (3) (1)に規定された専門調査機関の指定基準等指定に関して必要な事項及び調査の実施手続について必要な事項は、大統領令で定める。

第58条の2 専門調査機関指定の取消

特許庁長は、専門調査機関が次の各号の1に該当する場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができる。ただし、専門調査機関が(i)に該当する場合は、特許庁長は、その指定を取り消さなければならない。

- (i) 虚偽又は不正な方法で指定を受けた場合、又は
- (ii) 第58条(3)に基づく指定基準に不適合であった場合

第59条 特許出願審査の請求

- (1) 特許出願は、審査請求があったときに限り、これを審査する。
- (2) 特許出願がされたときは、何人も、出願の日から5年以内に特許庁長に対して当該特許出願の審査を請求することができる。
- (3) 第52条(2)に基づく分割出願又は第53条に基づく二重出願に関しては、(2)の期間が経過した後であっても、分割出願をした日又は二重出願をした日から30日以内に審査請求をすることができる。
- (4) 出願審査の請求は、取り下げることができない。
- (5) (2)又は(3)に基づいて出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がないときは、その特許出願は取り下げられたものとみなす。

第60条 出願審査の請求手続

- (1) 出願審査の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した出願審査請求書を特許庁長に提出しなければならない。
 - (i) 請求人の名称及び住所(法人の場合はその名称及び営業所の所在地)
 - (ii) 削除、及び
 - (iii) 審査の請求対象である特許出願の表示
- (2) 特許庁長は、出願公開前に審査請求があるときは、出願公開時にその旨を特許公報に掲

載し、出願公開後に審査請求があるときは、遅滞なくその旨を特許公報に掲載しなければならない。

(3) 特許庁長は、特許出願人でない者から出願審査の請求があったときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。

第 61 条 優先審査

特許庁長は、次の各号の 1 に該当する特許出願については、審査官に他の特許出願に優先して審査させることができる。

(i) 出願公開後、特許出願人でない者が特許出願された発明を業として実施していると認める場合、又は

(ii) 大統領令が定めるところにより特許出願の緊急処理が必要であると認める場合

第 62 条 特許拒絶決定

審査官は、発明が次の各号の 1 (以下「拒絶理由」という) に該当するときは、特許拒絶決定をしなければならない。

(i) 当該発明が第 25 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 36 条(1)から(3)まで又は第 44 条に基づいて特許を受けることができないものである場合

(ii) 出願が第 33 条(1)に基づく特許を受ける権利を有していない者によってなされた場合、又は当該発明が第 33 条(1)ただし書きに基づいて特許を受けることができないものである場合

(iii) 出願が条約に違反している場合

(iv) 出願が第 42 条(3)から(5)まで又は第 45 条の要件を満たしていない場合、又は

(v) 出願が第 47 条(2)の範囲を超えて補正されている場合

第 63 条 拒絶理由通知

審査官は、第 62 条に基づいて特許拒絶決定をしようとするときは、特許出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第 47 条(1)(ii)に該当する場合において、第 51 条(1)に基づいて補正却下の決定をしようとするときは、この限りでない。

第 64 条 出願公開

(1) 産業資源部令で定めるところに従い、特許庁長は、次の各号の 1 に該当する日から 1 年 6 月が経過したときに、又は出願人の請求があるときは該当する日から 1 年 6 月を経過していなくても、当該特許出願を特許公報に公開しなければならない。ただし、第 87 条(3)に基づいて公告した出願については、この限りでない。

(i) 第 54 条(1)に基づく優先権主張を伴う特許出願については、その優先日

(ii) 第 55 条(1)に基づく優先権主張を伴う特許出願については、第 55 条(1)に規定する先の出願の出願日

(iii) 第 54 条(1)又は第 55 条(1)に基づく 2 以上の優先権主張を伴う特許出願については、優先権主張の基礎となった出願日のうち最先日、又は

(iv) (i) から(iii) までの 1 に該当しない特許出願については、その特許出願日

(2) (1)の出願公開があるときは、何人も当該発明が第 62 条に基づいて特許され得ない旨の情報と証拠を特許庁長に提供することができる。ただし、第 62 条(iv)にいう第 42 条(5)及び第 45 条に規定された要件を満たしていない場合は、この限りでない。

(3) 第 87 条(4)は、(1)の出願公開に関してこれを準用する。

(4) (1)の出願公開に関して特許公報に掲載すべき事項は、大統領令で定める。

第 65 条 出願公開の効果

(1) 特許出願人は、出願公開があった後、その特許出願された発明を業として実施した者に対し、特許出願された発明であることを書面をもって警告することができる。

(2) 特許出願人は、(1)に基づく警告を受けた後又は出願公開された発明であることを知った後にその特許出願された発明を業として実施した者に対し、警告を受けた日又は出願公開された発明であることを知った日から特許権の登録日までのその特許発明の実施に対して通常受けることができる金額に相当する補償金の支払を請求することができる。

(3) (2)に基づく補償金の請求権は、特許権の登録があった後に限り、これを行使することができる。

(4) (2)に基づく補償金の請求権の行使は、特許権の行使を妨げない。

(5) 第 127 条、第 129 条及び第 132 条、又は民法第 760 条及び第 766 条は、(3)に基づく請求権を行使する場合にこれを準用する。この場合、民法第 766 条(1)中「被害者又はその法定代理人がその損害及び加害者を知った時」は、「当該特許権の登録日」と読み替える。

(6) 出願公開後、特許出願が放棄され、無効にされ若しくは取り下げられたとき、又は第 74 条(3)に基づく特許の拒絶若しくは取消決定、若しくは第 133 条に基づく特許を無効にする決定(第 133 条(1)(iv)に基づく場合を除く)が確定したときは、(2)に基づく請求権は最初から発生しなかったものとみなす。

第 66 条 特許付与決定

審査官は、特許出願に対して拒絶理由を発見しないときは、特許付与決定をしなければならない。

第 67 条 特許可否決定の方式

(1) 特許を付与するか拒絶するか決定(以下「特許可否決定」という)は、書面で行い、かつ、その理由を付さなければならない。

(2) 特許庁長は、特許可否決定がある場合は、その決定の認証謄本を特許出願人に送達しなければならない。

第 68 条 審判規定の審査への準用

第 148 条(i)から(v)まで及び(vii)は、特許出願の審査に関して準用する。

第 69 条 特許異議申立

(1) 何人も、特許登録日後は、特許登録の公告日から 3 月以内であれば、その特許が次の各号の 1 に該当することを理由に、特許庁長に特許異議申立をすることができる。クレームが 2 以上のときは、クレームごとに特許異議申立をすることができる。

(i) 第 25 条, 第 29 条, 第 31 条, 第 32 条, 第 36 条(1)から(3)まで又は第 44 条に違反して特許された場合

(ii) 出願が第 33 条(1)本文に基づく特許を受ける権利を有していない者によってなされた場合, 又は当該発明が第 33 条(1)ただし書きに基づき特許を受けることができないものである場合

(iii) 条約に違反して特許された場合

(iv) 第 42 条(3)又は(4)に違反して特許された場合

(iv の 2) 第 47 条(2)の範囲を超えた補正がある場合, 又は

(v) 第 87 条(2)ただし書きに違反して特許された場合

(2) 特許異議申立をする者(以下「特許異議申立人」という)は, 次に掲げる事項を記載して必要な証拠を添付した特許異議申立書を提出しなければならない。

(i) 特許異議申立人の名称及び住所(法人の場合はその名称及び営業所の所在地)

(i の 2) 特許異議申立人の代理人がある場合は, その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許事務所である場合は, 事務所の名称及び所在地並びに指定された弁理士の名称)

(ii) 特許異議申立の対象となる特許の表示, 及び

(iii) 特許異議申立の理由及び関連性のある証拠の表示

(3) 第 133 条(4)は, 特許異議申立について準用する。

第 70 条 特許異議申立の理由等の補正

(1) 特許異議申立人は, 特許異議申立期間の経過後 30 日以内に, 特許異議申立書に記載した理由及び証拠を補正することができる。

(2) 第 71 条(3)に基づいて指定された審査長は, 特許異議申立があるときは, 特許異議申立書の副本を特許権者に送達し, かつ, 期間を定めて答弁書を提出する機会を特許権者に与えなければならない。

第 71 条 審査及び決定の合議体

(1) 特許異議申立は, 3 人の審査官による合議体が審査し, 決定する。

(2) 特許庁長は, 各特許異議申立事件に対して合議体を構成する審査官を指定しなければならない。

(3) 特許庁長は, (2)に基づく合議体から 1 の審査官を審査長に指定しなければならない。

(4) 第 144 条(2), 第 145 条(2)並びに第 146 条(2)及び(3)は, 審査官合議体及び審査長に関して準用する。

第 72 条 特許異議申立の審査における職権審査

(1) 特許異議申立に関する審査においては, 特許権者又は特許異議申立人が申し立てなかった理由を考慮することができる。ただし, 特許権者及び特許異議申立人に期間を定めて意見を陳述する機会を与えなければならない。

(2) 特許異議申立に関する審査において, 特許異議申立人が申し立てなかったクレームに関しては審査することができない。

第 73 条 特許異議申立の併合又は分離

(1) 審査官合議体は、2 以上の特許異議申立があるとき、これらを併合又は分離して審査し、決定することができる。

(2)－(3) 削除

第 74 条 特許異議申立に対する決定

(1) 審査官合議体は、第 70 条(1)及び(2)に基づく期間が経過した後に特許異議申立に対する決定をしなければならない。

(2) 第 70 条(1)に拘らず、審査長は、特許異議申立人が第 69 条(1)に基づく特許異議申立期間内に特許異議申立の理由及び証拠を提出しなかった場合は、決定をもって特許異議申立を却下することができる。

(3) 審査官合議体は、特許異議申立に正当な理由があると認めるときは、当該特許の取消決定(以下「特許取消決定」という)をしなければならない。

(4) 特許取消決定が確定したときは、その特許権は最初からなかったものとみなす。

(5) 審査官合議体は、特許異議申立に理由がないと認めるときは、その特許を維持する決定(以下「特許維持決定」という)をしなければならない。

(6) 特許異議申立に対する特許取消決定又は特許維持決定に対しては、不服申立をすることができない。

第 75 条 特許異議申立に対する決定方式

(1) 特許異議申立に対する決定は、書面をもって行わなければならない。決定をした審査官は、これに記名捺印をしなければならない。この決定には次に掲げる事項を記載しなければならない。

(i) 特許異議申立の事件番号

(ii) 特許権者及び特許異議申立人の名称及び住所(特許異議申立人が法人の場合はその名称及び営業所の所在地)

(ii の 2) 特許権者又は特許異議申立人の代理人がある場合は、その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許事務所である場合は、事務所の名称及び所在地並びに指定された弁理士の名称)

(iii) 決定に係る特許の表示

(iv) 決定及びその理由、並びに

(v) 決定の年月日

(2) 審査長は、特許異議申立に対する決定があるときは、その認証謄本を特許異議申立人及び特許権者に送達しなければならない。

第 76 条 特許異議申立の取下

(1) 特許異議申立は、第 75 条(2)に基づく決定の認証謄本の送達があった後、又は第 72 条(1)ただし書きに基づく意見陳述の通知があった後は、これを取り下げることができない。

(2) 第 161 条(2)及び(3)は、特許異議申立の取下に関して準用する。

第 77 条 特許異議申立の手續における特許の訂正

(1) 特許権者は、第 47 条(3)各号の 1 に該当する場合は、第 70 条(2)又は第 72 条(1)ただし書きに基づいて指定された期間内に、特許発明の明細書又は図面への訂正を請求することができる。

(2) 審査長は、(1)に基づく訂正請求があるときは、当該訂正請求の副本を特許異議申立人に送付しなければならない。

(3) 第 136 条(2)から(5)まで、(7)から(9)まで、第 139 条(3)及び第 140 条(1)、(2)及び(5)は、(1)に基づく訂正の請求に関してこれを準用する。この場合、第 136 条(9)中「第 162 条(3)に基づく審理終結の通知がある前(第 162 条(4)に基づいて審理が再開された場合は、その後再び第 162 条(3)に基づく審理終結の通知がある前)に」は、「第 136 条(5)に基づく通知があるときは、指定された期間内に」と読み替える。

(4) 特許庁長は、特許発明の明細書又は図面への訂正を認める決定をするときは、その訂正内容を特許公報に掲載しなければならない。

第 78 条 審査又は係争審理の中止

(1) 特許出願又は特許異議申立の審査において、必要なときは、特許異議申立に対する決定若しくは審決が確定するまで又は係争審理が終結するまで当該審査の手續を中止することができる。

(2) 法院は、必要な場合は、審査官による特許出願の査定又は特許異議申立に対する決定が確定するまでその審理を中止することができる。

(3) (1)及び(2)に基づく中止に対しては、不服申立をすることができない。

第 78 条の 2 審判規定の特許異議申立への準用

第 142 条、第 148 条(i)から(v)まで及び(vii)、第 154 条(8)、第 157 条、第 165 条(3)から(6)まで及び第 166 条は、特許異議申立の審査及び決定に関してこれを準用する。

第4章 特許料及び特許登録等

第79条 特許料

(1) 特許権者又は第87条(1)に基づく特許権の登録を受けようとする者は、特許料を納付しなければならない。

(2) (1)に基づく特許料、その納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、産業資源部令で定める。

第80条 利害関係人による特許料の納付

(1) 何れの利害関係人も、特許料を納付すべき者の意思に拘らず、特許料を納付することができる。

(2) 利害関係人は、(1)に基づいて特許料を納付した場合は、納付すべき者が現に得る利益を限度にその費用の償還を請求することができる。

第81条 特許料の追納等

(1) 特許権の登録を受けようとする者又は特許権者は、第79条(2)に基づく特許料の納付期間が経過した後であっても、6月以内に特許料を追納することができる。

(2) (1)に基づいて特許料を追納するときは、納付すべき特許料の2倍の金額を納付しなければならない。

(3) 特許権の登録を受けようとする者又は特許権者が、(1)に基づく期間内に付加特許料を追納しなかった(又は第81条の2(2)に規定の残余支払期間が満了していないが追納期間が満了しているときに、残余支払期間内に残額の納付を怠った)ときは、特許権の登録を受けようとする者の特許出願はこれを放棄したものとみなし、また、特許権者の特許権は特許料を納付する期間の満了日に遡及してその特許権が消滅したものとみなす。

第81条の2 特許料の残額納付

(1) 特許権の登録を受けようとする者又は特許権者が第79条(2)又は第81条(1)に基づく支払期限内に特許料の残額の納付を怠る場合は、特許庁長は残額の納付を命令しなければならない。

(2) (1)に基づいて残額の納付を命令された者は、特許料の残額の納付を命令された日の後1月の期間が与えられる。

(3) (2)に基づいて残額を納付する者は、その残額が次の各号の1に該当するときは、その残額の2倍に等しい額を納付しなければならない。

(i) 特許料の残額を第79条(2)に基づく支払期間の満了後に納付する場合、又は

(ii) 特許料の残額が第81条(1)に基づく追納期間の満了後に納付される場合

第81条の3 特許料の追納又は残額納付による特許出願又は特許権の回復等

(1) 特許権の登録を受けようとする者又は特許権者が、自己の責に帰することができない事由によって、第81条(1)に基づく追納期間内に特許料を追納することができなかったとき又は第81条の2(2)に基づく残額納付の期間内に残額を納付することができなかったときは、特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者は、その滞納の事由が消滅した日から14

日以内にその特許料を追納し又は残額を納付することができる。ただし、追納期間又は残額納付期間の何れか遅い方の満了日から6月が経過したときは、この限りでない。

(2) (1)に基づく特許料が追納又は残額納付されたときは、第81条(3)に拘らず、当該特許出願は放棄されなかったものとみなし、当該特許権は特許料納付期間が満了したときに遡及して存続していたものとみなす。

(3) (2)にいう特許出願又は特許権の効力は、特許料の追納期間が満了した日から追納した日又は残額納付した日までの期間(以下「効力制限期間」という)に他人が特許発明を実施した行為に対しては、及ばない。

(4) 効力制限期間中に(2)に基づく特許出願又は特許権に係る発明を、大韓国内において善意で業として実施し又はその実施の準備をしている者は、特許出願による当該特許権に対して非排他的ライセンスを有する。そのライセンスは、実施又は準備をしている発明又は事業の目的の範囲内でなければならない。

(5) (4)に基づいて非排他的ライセンスを有した者は、特許権者又は排他的実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第82条 手数料

(1) 特許に関する手続をする者は、手数料を納付しなければならない。

(2) 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後、明細書を補正してクレームの数が増加したときは、出願人は、その増加したクレーム数に応じた審査請求手数料を納付しなければならない。

(3) (1)に基づく手数料、その納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、産業資源部令で定める。

第83条 特許料又は手数料の減免

(1) 第79条及び第82条に拘らず、特許庁長は、次に掲げる特許料又は手数料を免除する。

(i) 国に属する特許出願又は特許権に該当する手数料又は特許料、又は

(ii) 第133条(1)、第134条(1)又は第137条(1)に規定する審査官による無効審判請求に関する手数料

(2) 第79条及び第82条に拘らず、特許庁長は、生活保護法第5条に基づく保護対象者及び産業資源部令で定める者がした特許出願の場合は、産業資源部令で定める手数料及び特許権の登録を受けるための特許料を最初の3年分減免することができる。

(3) (2)に基づいて特許料及び手数料の減免を受けようとする者は、産業資源部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。

第84条 特許料等の返還

(1) 納付された特許料及び手数料は返還しない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、納付した者の請求によりこれを返還する。

(i) 誤って納付された特許料及び手数料

(ii) 特許取消決定又は特許を無効にする審決が確定した年度の次の年度からの特許料該当分、又は

(iii) 特許権の存続期間の延長登録を無効にする審決が確定した年度の次の年度からの特許

料該当分

(2) 特許庁長は、特許料及び手数料が誤納付されたときは、これを納付した者に通知しなければならない。

(3) (1) (i)の特許料及び手数料の返還は、誤納付された事実の通知を受けた日から1年の期間が経過したときはこれを請求することができず、また、(1) (ii)及び(iii)の特許料該当分の返還は、特許取消決定又は特許無効審決が確定した日から1年が経過したときは、これを請求することができない。

第 85 条 特許登録簿

(1) 特許庁長は、特許庁に特許登録簿を備えて次の事項を登録する。

(i) 特許権の設定、移転、消滅、回復、処分の制限又は存続期間の延長

(ii) 排他的ライセンス又は非排他的ライセンスの設定、維持、移転、変更、消滅又は処分の制限、及び

(iii) 特許権、排他的ライセンス又は非排他的ライセンスを目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

(2) (1)に基づく特許登録簿は、その全部又は一部を磁気テープ等で作成することができる。

(3) (1)又は(2)に規定されたもの以外の登録事項及び登録手続に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(4) 特許出願の明細書及び図面その他大統領令が定める書類は、特許登録簿の一部とみなす。

第 86 条 特許証の交付

(1) 特許庁長は、特許権の登録があったときは、特許権者に特許証を交付しなければならない。

(2) 特許庁長は、特許証が特許登録簿その他の書類と符合しないときは、請求により又は職権で、特許証を訂正して再交付するか、又は新たな特許証を交付しなければならない。

(3) 特許庁長は、第136条(1)の訂正審判の審決が確定したときは、その審決に従って新たな特許証を交付しなければならない。

第5章 特許権

第87条 特許権の設定登録及び登録公告

- (1) 特許権は、設定登録によって発生する。
- (2) 特許庁長は、第79条(1)に基づいて特許料が納付されたとき、第81条(1)に基づいて追納されたとき、第81条の2(2)に基づいて残額が納付されたとき、第81条の3(1)に基づいて残額が納付されたとき、又は第83条(1)(i)及び(2)に基づいて特許料が免除されたときは、特許権の設定登録をしなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、当該実用新案権が放棄された場合に限り特許権の登録をすることができる。
 - (i) 二重出願において、当該二重出願の基礎となる実用新案登録出願に対して実用新案権が登録された場合、又は
 - (ii) 特許出願を基礎にして実用新案法第17条に基づいて二重出願(以下この号で「二重実用新案登録出願」という)がなされ、かつ、当該二重実用新案登録出願に対して実用新案権が登録された場合
- (3) 特許庁長は、(2)に基づく登録があったときは、その特許付与を関連情報と共に特許公報において公告しなければならない。
- (4) 秘密の取扱いを要する特許発明に関しては、秘密の取扱いが解除されるまで登録公告を保留し、その秘密の取扱いが解除されたときは、遅滞なく登録公告をしなければならない。
- (5) 特許庁長は、登録公告の日から3月間出願書類及びその付属物を公衆の閲覧に供さなければならない。
- (6) (3)に基づく登録公告に関して特許公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

第88条 特許権の存続期間

- (1) 特許権の存続期間は、第87条(1)にいう特許権の設定登録があった日から開始し、特許出願日の20年後に終了する。
- (2) 第34条及び第35条に基づいて正当な権利者の特許出願に対して特許が付与された場合は、(1)の特許権の存続期間は、無権利者の特許出願日の翌日から起算する。
- (3) 削除
- (4) 第49条(2)に基づいて二重出願をしたときに特許出願がされたものとみなす場合は、(1)の特許権の存続期間は、当該特許権の登録があった日から開始し、二重出願の基礎となった実用新案登録出願日後20年間存続する。

第89条 特許権の存続期間の延長

第88条(1)に拘らず、特許発明を実施するために他の法令に基づく許可又は登録を要し、その許可又は登録(以下「許可」という)を得るために必要な機能性試験、安全性試験等を行うのに延長期間を要した場合において、その許可が大統領令に定められるものであるときは、実施することができなかつた期間について5年を限度として当該特許権の存続期間を延長することができる。

第90条 特許権の存続期間の延長登録出願

- (1) 第89条に基づいて特許権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下「延長登録

出願人」という)は、次の各号の事項を記載した特許権の存続期間の延長登録願書を特許庁長に提出しなければならない。

- (i) 延長登録出願人の名称及び住所(法人の場合はその名称及び営業所の所在地)
 - (ii) 代理人がある場合は、その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許事務所である場合は、事務所の名称及び所在地並びに指定された弁理士の名称)
 - (iii) 延長する特許の特許番号及び特許クレームの範囲
 - (iv) 延長する期間
 - (v) 第 89 条にいう許可の内容、及び
 - (vi) 産業資源部令が定める延長理由(これを証明する資料を添付すること)
- (2) 特許権の存続期間の延長登録出願は、第 89 条に基づく許可を受けた日から 3 月以内にしなければならない。ただし、第 88 条で規定する特許権の存続期間が 6 月に満たない場合は、これを行うことができない。
- (3) 特許権を共有する場合は、特許権の存続期間の延長登録出願は、すべての共有者が共同して行わなければならない
- (4) 特許権の存続期間の延長登録出願があるときは、その存続期間は延長されたものとみなす。ただし、第 91 条(1)の延長登録拒絶決定が確定したときは、この限りでない。
- (5) 特許庁長は、特許権の存続期間の延長登録出願があったときは、(1)の各号の事項を特許公報に掲載しなければならない。
- (6) 延長登録出願人は、審査官が延長登録可否決定の認証謄本を送達する前まで、延長登録出願に記載された(1)(iii)から(vi)までの事項を((iii)のうち、延長する特許の特許番号を除き)補正することができる。

第 91 条 特許権の存続期間の延長登録拒絶決定

- (1) 審査官は、特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号の 1 に該当する場合は、延長登録拒絶決定をしなければならない。
- (i) 当該特許発明の実施について、第 89 条にいう許可を受ける必要があるものと認められない場合
 - (ii) 特許権者又は特許権の排他的ライセンス若しくは登録した非排他的ライセンスを有する者が第 89 条にいう許可を受けていない場合
 - (iii) 延長の期間が当該特許発明を実施することができなかつた期間を超過する場合
 - (iv) 延長登録出願人が当該特許権者でない場合、又は
 - (v) 第 90 条(3)に違反して延長登録の出願をした場合
 - (vi) 削除
- (2) (1)(iii)にいう期間は、特許権者の責に帰すべき事由により経過した期間を含まない。

第 92 条 特許権の存続期間の延長登録決定等

- (1) 審査官は、特許権の存続期間の延長登録出願に関して第 91 条(1)各号の 1 に基づく拒絶理由を発見しないときは、延長を許可しなければならない。
- (2) 特許庁長は、(1)の延長の決定があるときは、特許権の存続期間の延長を特許登録簿に登録しなければならない。
- (3) (2)の登録があったときは、次の各号に記載された事項を特許公報に掲載しなければならない

ない。

- (i) 特許権者の名称及び住所(法人である場合は、その名称及び営業所の所在地)
- (ii) 特許番号
- (iii) 延長登録の年月日
- (iv) 延長の期間、及び
- (v) 第 89 条に基づく許可内容

第 93 条 準用規定

第 57 条(1)、第 63 条、第 67 条及び第 148 条(i)から(v)まで及び(vii)は、特許権存続期間の延長登録出願の審査にこれを準用する。

第 94 条 特許権の効力

特許権者は、業として当該特許発明を実施する排他的権利を有する。ただし、特許権に排他的ライセンスの設定がある場合は、第 100 条(2)に基づいて排他的実施権者が当該特許発明を実施する排他的権利を有する範囲内ではこの限りでない。

第 95 条 存続期間が延長された場合の特許権の効力

存続期間が延長された特許権の効力は、その延長登録の理由となった許可の対象物(又はその許可において、特定の用途が定められている物に関しては、その用途に使用される物)に関する当該特許発明の実施以外の行為には及ばない。

第 96 条 特許権の効力が及ばない範囲

- (1) 特許権の効力は、次の事項には及ばない。
 - (i) 研究又は実験をするための特許発明の実施
 - (ii) 大韓国内を通過するに過ぎない船舶、航空機、車両又はこれらに使用される機械、器具、装置その他の付属物、又は
 - (iii) 特許出願時に大韓国内に存在していた物
- (2) 2 以上の医薬を混合することにより製造され、人の病気の診断、治療、苦痛軽減、処置又は予防のために使用される製品(以下「医薬」という)の発明又は 2 以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に関する特許権の効力は、薬事法に基づく調剤行為及びその調剤行為による医薬には及ばない。

第 97 条 特許発明の保護範囲

特許発明の保護範囲は、クレームに記載された事項によって定められる。

第 98 条 他人の特許発明等との関係

特許権者、排他的実施権者又は非排他的実施権者は、特許発明を実施することにより、当該特許出願の出願日より前に他人が出願した特許発明、登録実用新案又は登録デザイン若しくは類似のデザインを侵害することになる場合、又は特許権が当該特許出願の出願日より前に他人が出願したデザイン権又は商標権と抵触する場合は、先の特許、実用新案、デザイン又は商標の所有者のライセンスを得ることなく業としてその特許発明を実施することができな

い。

第 99 条 特許権の譲渡及び共有

- (1) 特許権は譲渡することができる。
- (2) 特許権を共有する場合は、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的とする質権を設定することができない。
- (3) 特許権を共有する場合は、各共有者は、契約で特別に約定した場合を除いて、他の共有者の同意を得ないでその特許発明を自ら実施することができる。
- (4) 特許権を共有する場合は、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権の排他的ライセンス又は非排他的ライセンスを許諾することができない。

第 100 条 排他的ライセンス

- (1) 特許権者は、その特許権に係る排他的ライセンスを他人に許諾することができる。
- (2) (1)に基づく排他的ライセンスの許諾を受けた排他的実施権者は、そのライセンス契約で定めた範囲内で、業としてその特許発明の実施をする排他的権利を有する。
- (3) 排他的実施権者は、実施事業と共に移転する場合又は相続その他の一般承継による場合を除き、特許権者の同意を得なければ、排他的ライセンスを移転することができない。
- (4) 排他的実施権者は、特許権者の同意を得なければ、その排他的ライセンスを目的とする質権を設定し、又は非排他的ライセンスを許諾することができない。
- (5) 第 99 条(2)から(4)までは、排他的ライセンスに関してこれを準用する。

第 101 条 特許権及び排他的ライセンスの登録の効力

- (1) 次に掲げる事項は、これを登録しなければその効力が発生しない。
 - (i) 特許権の移転(相続その他の一般承継による場合を除く)、放棄による消滅又は処分の制限
 - (ii) 特許権又は排他的ライセンスの許諾、移転(相続その他の一般承継による場合を除く)、変更、消滅(混同による場合を除く)又は処分の制限、又は
 - (iii) 特許権又は排他的ライセンスを目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継による場合を除く)、変更、消滅(混同による場合を除く)又は処分の制限
- (2) (1)の各号に基づく特許権、排他的ライセンス及び質権の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なくその旨を特許庁長に届け出なければならない。

第 102 条 非排他的ライセンス

- (1) 特許権者は、その特許権に係る非排他的ライセンスを他人に許諾することができる。
- (2) 非排他的実施権者は、本法に基づいて又はライセンス契約で定めた範囲内で、業としてその特許発明を実施する権利を有する。
- (3) 第 107 条に基づく非排他的ライセンスは、実施事業と共にする場合に限り、移転することができる。
- (4) 第 138 条、実用新案法第 53 条又はデザイン保護法第 70 条に基づく非排他的ライセンスは、当該特許権、実用新案権又はデザイン権と共に移転されなければならない、当該特許権、実用新案権又はデザイン権が消滅したときは、共に消滅する。

(5) (3)及び(4)以外の非排他的ライセンスは、実施事業と共に移転する場合又は相続その他の一般承継の場合を除き、特許権者(排他的ライセンスに係る非排他的ライセンスにおいては、特許権者及び排他的実施権者)の同意を得なければ、これを移転することができない。

(6) (3)及び(4)以外の非排他的ライセンスに関しては、特許権者(排他的ライセンスに係る非排他的ライセンスにおいては、特許権者及び排他的実施権者)の同意を得なければ、その非排他的ライセンスを目的とする質権を設定することができない。

(7) 第99条(2)及び(3)は、非排他的ライセンスに関してこれを準用する。

第103条 先の使用による非排他的ライセンス

特許出願時にその特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又はその発明をした者から知得して、大韓国内において善意でその発明を業として実施し又は実施の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願された発明に係る特許権について非排他的ライセンスを有する。

第104条 無効審判の請求登録前の実施による非排他的ライセンス

(1) 次に掲げる各項の何れの者も、特許又は実用新案登録に対する無効審判請求の登録前に自己の特許発明が無効事由に該当することを知らずに大韓国内で業としてその発明を実施し若しくは実施の準備をしている場合、又は実用新案法第25条(2)に基づく維持決定に基づき又は相当な注意をしたにも拘らず自己の登録実用新案が無効事由に該当することを知らずに大韓国内で業としてその考案を実施し若しくは実施の準備をしている場合は、特許若しくは実用新案が無効となった時に特許権について存在していた非排他的ライセンス又は特許権についての排他的ライセンスに係る非排他的ライセンスを有する。ただし、当該非排他的ライセンスの範囲は、実施若しくは準備をしている発明又は考案及び事業の目的の範囲内に限る。

(i) 同一の発明に対する2以上の特許のうちの1が無効となった場合の原特許権者

(ii) 特許発明と登録実用新案が同一でその実用新案登録が無効となった場合の原実用新案権所有者

(iii) 特許が無効となり、同一の発明に関して正当な権利者に特許が付与された場合の原特許権者

(iv) 実用新案登録が無効となり、その考案と同一の発明に関して正当な権利者に特許が付与された場合の原実用新案権所有者、又は

(v) (i)から(iv)までの場合において、無効審判請求の登録時に、その無効となった特許権又は実用新案権について既に排他的ライセンス若しくは非排他的ライセンス又はその排他的ライセンスに係る非排他的ライセンスを取得していて、かつ、その登録を受けていた者。ただし、第118条(2)に該当する者は、登録を必要としない。

(2) (1)に基づいて非排他的ライセンスを有する者は、特許権者又は排他的実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第105条 デザイン権の存続期間満了後の非排他的ライセンス

(1) 特許出願日以前に出願されて登録されたデザイン権が当該特許権と抵触する場合において、そのデザイン権の存続期間が満了したときは、当該デザイン権の所有者は、そのデザイ

ン権の範囲内で、当該特許権に係る又はそのデザイン権の存続期間が満了した時に存在する排他的ライセンスについての非排他的ライセンスを有する。

(2) 特許出願日以前に出願されて登録されたデザイン権が当該特許権と抵触する場合において、そのデザイン権の存続期間が満了したときは、満了時において、そのデザイン権に係る排他的ライセンスを有していたか又はデザイン保護法第 61 条に基づき準用される第 118 条(1)に基づく非排他的ライセンスをそのデザイン権若しくは排他的ライセンスに関して有していた者は、原権利の範囲内で、当該特許権に係る又はそのデザイン権の存続期間が満了した時に存在する排他的ライセンスについての非排他的ライセンスを有する。

(3) (2)に基づいて非排他的ライセンスを有する者は、特許権者又は排他的実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第 106 条 特許権の収用等

(1) 政府は、特許発明が戦時、事変又はこれに準ずる非常時において国防上必要なときは、特許権を収用し、特許発明を実施し、又は政府以外の者に特許発明を実施させることができる。

(2) 特許権が収用されるときは、その特許発明に付随する特許権以外の権利は消滅する。

(3) (1)に基づいて政府が特許権を収用し、又は政府若しくは政府以外の者が特許発明を実施する場合は、政府若しくは政府以外の者は、特許権者、排他的実施権者又は非排他的実施権者に対して相当の補償金を支払わなければならない。

(4) 特許権の収用、実施及び補償金の支払に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 107 条 非排他的ライセンス許諾の裁定

(1) 特許発明を実施しようとする者は、特許発明が次の各号の 1 に該当する場合は、特許庁長に非排他的ライセンス許諾に関する裁定(以下「裁定」という)を請求することができる。ただし、(i)及び(ii)に基づく裁定の請求は、その特許発明の特許権者又は排他的実施権者と協議をすることができず又は協議が成立しない場合に限り、することができる。

(i) 特許発明が天災地変、不可抗力その他大統領令で定める正当な理由がある場合を除き、継続して 3 年以上大韓国内で実施されていない場合

(ii) 特許発明が正当な理由なしに継続して 3 年以上大韓国内において相当な規模で業として実施されなかった場合、又は適正な程度までかつ適切な条件で特許発明に対する国内需要を満たしていなかった場合

(iii) 公共の利益のために非商業的に特許発明を実施する必要がある場合、又は

(iv) 司法手続又は行政手続によって不公正と判定された慣行を是正するために特許発明を実施する必要がある場合

(2) (1)(i)及び(ii)は、特許発明の出願日から 4 年を経過していない場合は、これを適用しない。

(3) 特許庁長は、非排他的ライセンス許諾を裁定するときは、1 請求ごとにその必要性を検討しなければならない。

(4) 特許庁長は、非排他的ライセンス許諾を裁定するときは、非排他的ライセンスによる特許発明の実施が主として大韓国内市場への供給に限られるという条件を課さなければならない。ただし、(1)(iv)に基づく請求に対して裁定をする場合は、この限りでない。

(5) 特許庁長は、(1) (iv)に基づく非排他的ライセンス許諾の裁定においては、不公正な慣行を是正する必要性を考慮した上で対価の決定をすることができる。

(6) 半導体技術に関しては、(1) (iii)及び(iv)の場合に限り裁定を請求することができる。

第 108 条 答弁書の提出

特許庁長は、裁定の請求があったときは、その請求書の副本をその請求書に記載された特許権者又は排他的実施権者、及びその他当該特許に関して登録された権利を有する者に送達し、かつ、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。

第 109 条 知的所有権紛争調整委員会の意見の聴取

特許庁長は、裁定しようとするときは、発明振興法第 29 条に基づいて設置された知的所有権紛争調整委員会の意見を聴かなければならない。

第 110 条 裁定の方式

(1) 裁定は書面をもって行い、その理由を明示しなければならない。

(2) (1)の裁定においては、次の事項を明示しなければならない。

(i) 非排他的ライセンスの範囲及び期間、及び

(ii) 対価並びにその支払方法及び時期

第 111 条 裁定書認証謄本の送達

(1) 特許庁長は、裁定をしたときは、当事者及び当該特許に関して登録された権利を有する者に裁定書の認証謄本を送達しなければならない。

(2) (1)に基づいて当事者に裁定書の認証謄本が送達されたときは、裁定書に明示されたところに従い当事者間に協議が成立したものとみなす。

第 112 条 対価の供託

第 110 条(2) (ii)の対価支払の義務を負う者は、次に掲げる各号の 1 に該当する場合は、その対価を供託しなければならない。

(i) 対価を受ける権利を有する者が受領を拒否し、又は受領することができない場合

(ii) 対価に関して第 190 条(1)に基づく訴訟が提起された場合、又は

(iii) 当該特許権又は排他的ライセンスを目的とする質権が設定されている場合。ただし、質権者の同意を得たときは、この限りでない。

第 113 条 裁定の失効

許諾の裁定を受けた者が第 110 条(2) (ii)の支払時期までに対価(対価を定期的に又は分割して支払う場合は、最初の支払分)を支払わず又は供託しなかったときは、その裁定は効力を失う。

第 114 条 裁定の取消

(1) 特許庁長は、許諾の裁定を受けた者が次の各号の 1 に該当する場合は、利害関係人の請求により又は職権でその裁定を取り消すことができる。ただし、(ii)の場合は、裁定を受け

た非排他的実施権者の正当な利益は保護される。

(i) 裁定を受けた目的に適合するようにその特許発明を実施しなかった場合、及び
(ii) 非排他的ライセンスの許諾を裁定した事由がなくなり、その事由が再び発生しないものと認められる場合

(2) 第 108 条, 第 109 条, 第 110 条(1)及び第 111 条(1)は, (1)の場合にこれを準用する。

(3) (1)に基づく裁定の取消があるときは, 非排他的ライセンスはそのときから消滅する。

第 115 条 裁定に対する不服理由の制限

裁定に対して行政審判法第 3 条(1)に基づく行政審判を提起し, 又は行政訴訟法に基づく取消訴訟を提起した場合は, その裁定で定めた対価を不服理由とすることができない。

第 116 条 特許権の取消

(1) 特許庁長は, 第 107 条(1)(i)の事由による裁定があった日から継続して 2 年以上特許発明が大韓国内で実施されていない場合は, 利害関係人の請求により又は職権でその特許権を取り消すことができる。

(2) 第 108 条, 第 109 条, 第 110 条(1)及び第 111 条(1)は, (1)の場合にこれを準用する。

(3) (1)に基づく特許権の取消があるときは, 特許権はそのときから消滅する。

第 117 条 削除

第 118 条 非排他的ライセンスの登録の効力

(1) 非排他的ライセンスを登録したときは, その登録後に特許権又は排他的ライセンスを取得した者に対抗力がある。

(2) 第 39 条(1), 第 81 条の 3(4), 第 103 条から第 105 条まで, 第 122 条, 第 182 条又は第 183 条に基づく非排他的ライセンスは, 登録されていない場合でも(1)に基づく効力がある。

(3) 非排他的ライセンスの移転, 変更, 消滅若しくは処分の制限, 又は非排他的ライセンスを目的とする質権の設定, 移転, 変更, 消滅若しくは処分の制限は, これを登録しなければ第三者に対抗することができない。

第 119 条 特許権等の放棄の制限

(1) 特許権者は, 排他的実施権者, 質権者又は第 39 条(1), 第 100 条(4)又は第 102 条(1)に基づく非排他的実施権者の同意を得なければ, 特許権を放棄することができない。

(2) 排他的実施権者は, 質権者又は第 100 条(4)に基づく非排他的実施権者の同意を得なければ, 排他的ライセンスを放棄することができない。

(3) 非排他的実施権者は, 質権者の同意を得なければ, 非排他的ライセンスを放棄することができない。

第 120 条 放棄の効果

特許権, 排他的ライセンス又は非排他的ライセンスの放棄があったときは, 特許権又はそれに基づくライセンスはそのときから消滅する。

第 121 条 質権

特許権、排他的ライセンス又は非排他的ライセンスを目的とする質権を設定したときは、質権者は、契約による別段の定めがある場合を除き、当該特許発明を実施することができない。

第 122 条 質権行使による特許権の移転に伴う非排他的ライセンス

特許権者は、特許権を目的とする質権設定以前にその特許発明を実施している場合は、その特許権が競売等によって移転されても、その特許発明に対して非排他的ライセンスを有する。ただし、この場合、特許権者は、競売等によって特許権の移転を受けた者に相当の対価を支払わなければならない。

第 123 条 質権の物上代位

質権は、本法に基づく補償金又は特許発明の実施に対して受けるべき対価若しくは物に対しても行使することができる。ただし、その支払又は引渡前に差押をしなければならない。

第 124 条 相続人がいない場合の特許権の消滅

特許権は、相続のときに相続人がいない場合は、消滅する。

第 125 条 特許実施報告

特許庁長は、特許権者、排他的実施権者又は非排他的実施権者に対し、特許発明の実施の有無及びその規模等に関して報告させることができる。

第 125 条の 2 補償及び対価の額に関する執行名義

本法に従い特許庁長が定めた補償又は対価の額に関する確定裁決は、執行力のある執行名義と同一の効力を有する。この場合、執行力のある法律上の令状は、特許庁職員が付与する。

第6章 特許権者の保護

第126条 権利侵害に対する差止請求権等

(1) 特許権者又は排他的実施権者は、自己の権利を侵害しており又は侵害する虞がある者に対して、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(2) 特許権者又は排他的実施権者が(1)に基づく請求をするときは、侵害行為を構成した物(物を製造する方法の発明である場合は、侵害行為により獲得された物を含む)の廃棄、侵害行為に使用された設備の除去又はその他侵害の防止に必要な措置を求めることができる。

第127条 侵害とみなす行為

次に掲げる行為は、特許権又は排他的ライセンスを侵害するものとみなす。

(i) 発明された物の生産にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸渡し、輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡の申出をする行為、又は

(ii) 発明された方法の実施にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸渡し、輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡の申出をする行為

第128条 損害額の推定等

(1) 特許権者又は排他的実施権者が、故意又は過失によって自己の特許権又は排他的ライセンスを侵害した者に対してその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、当該権利を侵害した者がその侵害行為を構成した物を譲渡したときは、その物の譲渡数量に、特許権者又は排他的実施権者がその侵害行為がなければ販売することができたであろう物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額を損害の額とすることができる。賠償額は、特許権者又は排他的実施権者が生産することができたであろう物の数量から実際に販売した物の数量を引いた数量に、単位数量当たりの推定利益額を掛けた金額を限度とする。ただし、特許権者又は排他的実施権者が侵害行為外の事情で販売することができなかつたときは、当該事情による数量に基づく金額を差し引かなければならない。

(2) 特許権者又は排他的実施権者が、自己の特許権又は排他的ライセンスを故意又は過失によって侵害した者に対して損害の賠償を請求する場合において、権利を侵害した者がその侵害行為によって利益を得たときは、その利益の額を特許権者又は排他的実施権者が受けた損害の額と推定する。

(3) 特許権者又は排他的実施権者が、故意又は過失によって自己の特許権又は排他的ライセンスを侵害した者に対して損害の賠償を請求する場合は、その特許発明の実施について通常受け取る権利を有する金額を、特許権者が被った損害の額として賠償請求することができる。

(4) (3)に拘らず、実際の損害の額が(3)に規定する金額を超過する場合は、その超過額について損害賠償を請求することができる。この場合、法院は損害賠償の額を定めるに際し、特許権又は排他的ライセンスを侵害した者の故意又は重大な過失の有無を参酌することができる。

(5) 法院は、特許権又は排他的ライセンスの侵害に関する訴訟において、発生した損害額を立証する証拠を提供することが事件の性質上困難と認めるときは、(1)から(4)までに拘らず、証拠調に基づき、かつ、全ての論拠を再検討した上で相当の損害額を定めることができる。

第 129 条 特許された製造方法の推定

ある物が特許された方法により製造された別の物と同一である場合、前者は後者の特許された方法により製造されたものと推定する。ただし、発明が次の各号の 1 に該当する場合は、この限りでない。

- (i) 特許出願前に大韓国内で公知にされ、又は公然と実施された発明、又は
- (ii) 特許出願前に、大韓国内若しくは外国で頒布された刊行物に記載された発明又は大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆の利用に供された発明

第 130 条 過失の推定

他人の特許権又は排他的ライセンスを侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。

第 131 条 特許権者等の信用回復

法院は、故意又は過失により特許権又は排他的ライセンスを侵害することによって特許権者又は排他的実施権者の業務上の信用を失墜させた者に対して、特許権者又は排他的実施権者の請求により、損害賠償の代りに又は損害賠償に加えて、特許権者又は排他的実施権者の業務上の信用回復のために必要な措置をとるよう命じることができる。

第 132 条 書類の提出

法院は、特許権又は排他的ライセンスの侵害に関する訴訟において、当事者の請求により、他の当事者に対して当該侵害行為による損害の査定をするのに必要な書類の提出を命じることができる。ただし、当該書類の所持者がその提出を拒絶する正当な理由があるときは、この限りでない。

第7章 審判

第132条の2 特許審判院

- (1) 特許、実用新案、デザイン及び商標に関する審判と再審並びにこれに係る調査及び研究に関する業務を管掌させるために特許庁長の管轄下に特許審判院を置く。
- (2) 特許審判院に院長と審判官を置く。
- (3) 特許審判院の組織、人員及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第132条の3 特許拒絶決定又は特許取消決定等に関する審判

特許拒絶決定、特許取消決定又は第91条に基づく特許権存続期間の延長登録出願の拒絶決定を受けた者は、当該決定の認証謄本の送達を受けた日の直後30日以内に審判を請求することができる。

第132条の4 削除

第133条 特許の無効審判

- (1) 利害関係人又は審査官は、次に掲げる場合は、特許の無効審判を請求することができる。この場合、クレームが2以上であるときは、クレームごとに請求することができる。
 - (i) 第25条、第29条、第31条、第32条、第36条(1)から(3)まで、第42条(3)、(4)又は第44条に違反して特許された場合
 - (ii) 第33条(1)に基づく特許を受ける権利を有していない者に特許された場合
 - (iii) 条約に違反して特許された場合
 - (iv) 特許された後、その特許権者が第25条に基づいて特許権を享受することができない者になり、又はその特許が条約に違反することになる場合
 - (ivの2) 出願が第47条(2)の範囲を超えて補正された場合、又は
 - (v) 特許が第87条(2)ただし書きに違反する場合
- (2) (1)に基づく審判は、特許権が消滅した後もこれを請求することができる。
- (3) 特許を無効にする審決が確定したときは、その特許権は、最初からなかったものとみなす。ただし、特許が(1)(iv)に該当し、かつ、特許を無効にする審決が確定したときは、特許権は、特許が最初に(1)(iv)に該当することになったときからなかったものとみなす。
- (4) 審判長は、(1)の審判請求があるときは、請求の内容を当該特許権の排他的実施権者その他特許に関して登録された権利を有する者に通知しなければならない。

第133条の2 特許無効審判手続での特許の訂正

- (1) 第133条(1)に基づく審判の被請求人は、無効審判手続中に、第147条(1)又は第159条(1)に基づいて指定された期間内に、第47条(3)に規定する理由により、特許発明の明細書又は図面に対して訂正を請求することができる。
- (2) 審判長は、(1)に基づく訂正請求があったときは、その請求書の副本を第133条(1)による審判請求人に送達しなければならない。
- (3) 第136条(2)から(5)まで、(7)から(11)まで、第139条(3)及び第140条(1)、(2)、(5)は、訂正請求に関してこれを準用する。この場合、第136条(9)中「第162条(3)に基づく審

理終結の通知がある前(第 162 条(4)に基づいて審理が再開された場合は、その後再び第 162 条(3)に基づく審理終結の通知がある前)に」は、「第 136 条(5)に基づく通知があるときは、指定された期間内に」と読み替える。

第 134 条 特許権存続期間の延長登録の無効審判

(1) 利害関係人又は審査官は、次に掲げる場合は、特許権の存続期間の延長登録について無効審判を請求することができる。

(i) その特許発明を実施するために第 89 条に基づく許可等を受ける必要がなかった出願に関して延長登録がされた場合

(ii) 特許権者又は排他的実施権者若しくは登録された非排他的実施権者が、第 89 条に基づく許可を受けなかった場合

(iii) 延長登録によって延長された期間が、その特許発明を実施することができなかつた期間を超過する場合

(iv) 当該特許権者でない者の出願に対して延長登録がされた場合

(v) 第 90 条(3)に違反した出願に対して延長登録がされた場合、又は

(vi) 削除

(2) 第 133 条(2)及び(4)は、(1)の審判請求に関してこれを準用する。

(3) 延長登録を無効にする審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、最初からなかつたものとみなす。ただし、延長登録が(1)(iii)に該当する場合は、その特許発明を実施することができなかつた期間を超過して延長された期間に対してのみ延長がなかつたものとみなす。

第 135 条 特許権の権利範囲の確認審判

(1) 特許権者又は利害関係人は、特許権の権利範囲を確認する審判を請求することができる。

(2) (1)に基づく特許権の権利範囲を確認する審判を請求する場合において、クレームが 2 以上であるときは、クレームごとに請求することができる。

第 136 条 訂正審判

(1) 特許権者は、第 47 条(3)に規定する理由により、明細書又は図面に関する訂正の審判を請求することができる。ただし、特許異議申立又は特許の無効審判が特許庁又は特許審判院に係属している場合は、この限りでない。

(2) (1)に基づく明細書又は図面の訂正は、特許発明の明細書又は図面に記載された事項の範囲内に限り、これをすることができる。ただし、第 47 条(3)(ii)に基づいて誤った記載を訂正する場合は、願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲とする。

(3) (1)に基づく明細書又は図面の訂正により、特許権の範囲を実質的に拡張し又は変更することはできない。

(4) (1)にいう第 47 条(3)の(i)又は(ii)に該当する場合は、訂正後のクレームに記載された事項は、特許出願時において特許を受けることができるものでなければならない。

(5) 審判官は、(1)に基づく訂正審判請求が第 47 条(3)各号の 1 に該当せず、(2)に規定された範囲を超え、又は(3)若しくは(4)に違反する場合は、請求人にその旨を通知し、請求拒絶の理由を提示し、かつ、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

- (6) (1)の訂正審判は、特許権が消滅した後にも請求することができる。ただし、審決により、特許が取り消され、又は特許が無効とされた後は、この限りでない。
- (7) 特許権者は、排他的実施権者、質権者又は第 39 条(1)、第 100 条(4)又は第 102 条(1)に基づく非排他的実施権者の同意を得なければ、(1)の訂正審判を請求することができない。
- (8) 特許発明の明細書又は図面に関して訂正を認める審決が確定したときは、訂正後の明細書又は図面に基づいて特許出願、審決の公開及び特許権の登録がされたものとみなす。
- (9) 請求人は、第 162 条(3)に基づく審理終結の通知がある前(第 162 条(4)に基づいて審理が再開された場合は、その後再び第 162 条(3)に基づく審理終結の通知がある前)に限り、第 140 条(5)に規定された審判請求書に添付された訂正後の明細書又は図面を補正することができる。
- (10) 特許発明の明細書又は図面の訂正を認める審決があった場合は、特許審判院長は、その訂正内容を特許庁長に通知しなければならない。
- (11) 特許庁長は、(10)に基づく通知があるときは、これを特許公報に掲載しなければならない。

第 137 条 訂正の無効審判

- (1) 利害関係人又は審査官は、第 77 条(1)、第 133 条の 2(1)又は第 136 条(1)に基づく特許発明の明細書又は図面に対する訂正が次の各号の 1 に違反する場合は、その訂正の無効審判を請求することができる。
- (i) 第 47 条(3)各号の 1、又は
- (ii) 第 136 条(2)から(4)まで(第 77 条(3)又は第 133 条の 2(3)で準用する場合を含む)
- (2) 第 133 条(2)及び(4)は、(1)の審判請求に関してこれを準用する。
- (3) (1)に基づく無効審判の被請求人は、第 159 条(1)に基づいて指定された期間内に、第 47 条(3)各号の 1 に該当する場合に限って特許発明の明細書又は図面の訂正を請求することができる。
- (4) 第 133 条の 2(2)及び(3)は、(3)の訂正の請求に関してこれを準用する。この場合、第 133 条の 2(2)中「第 133 条(1)」は、「第 137 条(1)」と読み替える。
- (5) (1)に基づいて明細書又は図面の訂正を無効にする審決が確定したときは、その訂正は最初からなかったものとみなす。

第 138 条 非排他的ライセンスの許諾の審判

- (1) 特許権者、排他的実施権者又は非排他的実施権者は、第 98 条にいう権利の行使について相手方から許諾を得ようとして、正当な理由なく拒絶されるか又は得ることができないときは、当該特許発明の実施に必要な範囲内で非排他的ライセンスの許諾を求める審判を請求することができる。
- (2) (1)に基づく請求があった場合は、後の出願の特許発明がその出願日前に出願された相手方の特許発明又は登録実用新案に比べて相当の経済的価値がある重要な技術的進歩をもたらすものであるときに限り、非排他的ライセンスが許諾される。
- (3) (1)に基づいて非排他的ライセンスを許諾した者が非排他的ライセンスの許諾を受けた者の特許発明の実施を必要とする場合において、その許諾を後者から拒絶されるか又は得ることができないときは、前者は当該特許発明を実施するのに必要な範囲内で非排他的ライセ

ンスの許諾の審判を請求することができる。

(4) (1)又は(3)に基づく非排他的実施権者は、特許権者、実用新案権所有者、デザイン権所有者又はその排他的実施権者に対価を支払わなければならない。ただし、自己の責任に帰すことができない事由によって支払ができないときは、対価を供託しなければならない。

(5) (4)の非排他的実施権者は、対価の支払又は供託をしなければ、当該特許発明、登録実用新案又は登録デザイン若しくは類似するデザインを実施することができない。

第139条 共同審判の請求等

(1) 特許権に関して第133条(1)、第134条(1)又は第137条(1)の無効審判又は第135条(1)の権利範囲を確認する審判を2以上の者が請求するときは、その請求は共同であることができる。

(2) 特許権の共有者の何れかに対して審判を請求するときは、共有者全員を被請求人とする。

(3) 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有の権利に関して審判を請求するときは、共有者全員が共同で請求しなければならない。

(4) (1)又は(3)に基づく請求人又は(2)に基づく被請求人のうちの1に関して審判手続の中断の理由があるときは、全員に関して中断の効力が発生する。

第140条 審判請求の方式要件

(1) 審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

(i) 当事者の名称及び住所(法人の場合はその名称及び営業所の所在地)

(iの2) 代理人がある場合は、その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許事務所である場合は、事務所の名称及び所在地並びに指定された弁理士の名称)

(ii) 審判事件の表示、及び

(iii) 請求の趣旨及びその理由

(2) (1)に基づいて提出された審判請求書の意図又は趣旨は、補正することができない。ただし、(1)(iii)に規定した請求の理由に関してはこの限りでない。

(3) 第135条(1)の権利範囲を確認する審判を請求するときは、特許発明と対比することができる説明書及び必要な図面を添付しなければならない。

(4) 第138条(1)の審判請求書には、(1)の事項に加えて次の事項を記載しなければならない。

(i) 実施を要する自己の特許の番号及び名称

(ii) 相手方の特許、登録実用新案又は登録意匠であって許諾を要するものの番号、名称及び特許又は登録の年月日、及び

(iii) 特許発明、登録実用新案又は登録デザインの非排他的ライセンスの範囲、期間及び対価

(5) 第136条(1)の訂正審判を請求するときは、訂正した明細書又は図面を審判請求書に添付しなければならない。

第140条の2 特許拒絶決定又は特許取消決定等に対する審判請求の方式要件

(1) 第132条の3に基づいて特許拒絶決定又は特許取消決定に対する審判を請求しようとする者は、第140条(1)に拘らず、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出

しなければならない。

(i) 請求人の名称及び住所(法人の場合はその名称及び営業所の所在地)

(i の 2) 代理人がある場合は、その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許事務所である場合は、事務所の名称及び所在地並びに指定された弁理士の名称)

(ii) 出願日及び出願番号(特許取消決定に対する不服の場合は、登録日及び特許番号)

(iii) 発明の名称

(iv) 決定日

(v) 審判事件の表示、及び

(vi) 請求の趣旨及びその理由

ただし、第 173 条に該当する場合は、(vi)の事項のうち、請求の理由を省くことができる。

(2) 特許審判院長は、第 132 条の 3 に基づく特許取消決定に対する審判が請求された場合は、その旨を特許異議申立人に通知しなければならない。

(3) (1) (vi) に基づく請求の理由が記載されていないことを第 175 条(2)に基づいて通知された場合は、特許審判院長は、その請求の理由を補正することができる期間を指定しなければならない。

第 141 条 審判請求の却下

(1) 審判長は、次の各号の 1 に該当する場合は、請求人に対して期間を定めてその補正書の作成を命じなければならない。

(i) 審判請求書が第 140 条(1)、(3) から(5)まで又は第 140 条の 2(1)に違反する場合

(ii) 審判に関する手続が次の何れかに該当する場合

(a) 第 3 条(1)又は第 6 条に従っていない場合

(b) 第 82 条に基づいて納付すべき手数料を納付していない場合、又は

(c) 本法又は大統領令に定める方式に従っていない場合

(2) 審判長は、(1)に基づく補正命令を受けた者が指定された期間内に補正をしなかった場合は、決定によりその審判請求を却下しなければならない。

(3) (2)に基づく審判請求却下の決定は、書面で行い、かつ、その理由を付さなければならない。

第 142 条 補正不能の欠陥を含む審判請求の却下

審判請求が補正することのできない不適法な欠陥を含むときは、請求人に答弁書の提出の機会を与えることなく審決をもってこれを却下することができる。

第 143 条 審判官

(1) 特許審判院長は、審判請求があるときは、審判官にこれを審判させる。

(2) 審判官の資格は、大統領令で定める。

(3) 審判官は、職務上独立して審判する。

第 144 条 審判官の指定

(1) 特許審判院長は、各審判事件について、第 146 条に基づく合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

(2) 特許審判院長は、(1)に基づいて指定した審判官のうち審判に関与することができない者がいるときは、その者の代わりに他の審判官を指定することができる。

第 145 条 審判長

(1) 特許審判院長は、第 144 条(1)に基づいて指定した審判官のうちの 1 を審判長に指定しなければならない。

(2) 審判長は、審判に関する全ての事項を統轄する。

第 146 条 審判の合議体

(1) 審判は、3 人又は 5 人の審判官で構成される合議体が行う。

(2) (1)の合議体の合議は、過半数によってこれを決定する。

(3) 審判官の合議は公開しない。

第 147 条 答弁書の提出等

(1) 審判長は、審判請求があったときは、請求書の副本を被請求人に送達し、かつ、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。

(2) 審判長は、(1)の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

(3) 審判長は、審判に関して当事者を直接審問することができる。

第 148 条 審判官の除斥

審判官は、次に掲げる場合は、その職務の執行から除斥される。

(i) 審判官又はその配偶者である者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者、参加人又は特許異議申立人である場合

(ii) 審判官が、事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の親族若しくは家族の一員であるか又はあった場合

(iii) 審判官が、事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の法定代理人であるか又はあった場合

(iv) 審判官が、証人若しくは鑑定人であるか又はあった場合

(v) 審判官が、当事者、参加人又は特許異議申立人の代理人であるか又はあった場合

(vi) 審判官が、事件に関して審査官又は審判官として特許可否決定、特許異議に対する決定又は審決に関与した場合、又は

(vii) 審判官が、直接利害関係を有する場合

第 149 条 除斥の申立

第 148 条で規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、審判官の除斥を申し立てることができる。

第 150 条 審判官の忌避

(1) 審判官の出席により審判処理の公正を損なうこととなるような事情があるときは、当事者又は参加人は、その審判官の忌避を申し立てることができる。

(2) 当事者又は参加人は、事件について審判官に書面又は口頭で陳述した後は、審判官の忌

避を申し立てることができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に発生したときは、この限りでない。

第 151 条 除斥又は忌避の疎明

(1) 第 149 条又は第 150 条に基づいて除斥又は忌避の申立をする者は、その理由を記載した書面を特許審判院長に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては口頭をもってすることができる。

(2) 除斥又は忌避の理由は、申立をした日から 3 日以内に疎明しなければならない。

第 152 条 除斥又は忌避の申立に関する決定

(1) 除斥又は忌避の申立があるときは、審判によってこれを決定しなければならない。

(2) 除斥又は忌避の申立を受けた審判官は、その申立に係る審判に関与することができない。ただし、意見を陳述することはできる。

(3) (1) に基づく決定は、書面で行い、かつ、その決定の理由を付さなければならない。

(4) (1) に基づく決定には不服申立をすることができない。

第 153 条 審判手続の中止

除斥又は忌避の申立があったときは、決定が下されるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、緊急の措置を要するときは、この限りでない。

第 153 条の 2 審判官の辞退

審判官は、第 148 条又は第 150 条に該当する場合は、特許審判院長の許可を得て当該事件に関する審判手続を辞退することができる。

第 154 条 審理等

(1) 審判は、口頭審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口頭審理の申立をしたときは、書面審理のみで決定することができることが明らかな場合を除き、口頭審理をしなければならない。

(2) 削除

(3) 公共の秩序又は善良な風俗を害する虞があるときを除き、口頭審理は公開で行うものとする。

(4) 審判長は、(1) に基づいて口頭審理による審判をする場合は、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。ただし、当事者及び参加人に既に知らせているときは、この限りでない。

(5) (1) に基づいて口頭審理による審判をする場合は、特許審判院長が指定した職員は、各審判処理の日に間に合うように審理の要旨その他の必要事項を記載した調書を審判長の命令に基づいて作成しなければならない。

(6) (5) の調書には、審判長及び議案を作成した職員が記名捺印をしなければならない。

(7) 民事訴訟法第 153 条、第 154 条及び第 156 条から第 160 条までは、(5) の調書に関してこれを準用する。

(8) 民事訴訟法第 143 条、第 299 条及び第 367 条は、審判に関してこれを準用する。

第 155 条 参加

- (1) 第 139 条(1)に基づいて審判を請求することができる者は、審理が終結するまでその審判に参加することができる。
- (2) (1)に基づく参加人は、当事者がその審判請求を取り下げた後も審判手続を続行することができる。
- (3) 審判の結果に対して利害関係を有する者は、審理が終結するまで当事者の一方を補助するためにその審判に参加することができる。
- (4) (3)に基づく参加人は、一切の審判手続を行うことができる。
- (5) (1)又は(3)に基づく参加人について審判手続の中止の原因があるときは、その中止は被参加人に対しても効力がある。

第 156 条 参加の申請及び決定

- (1) 審判に参加しようとする者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。
- (2) 審判長は、参加申請書の副本を当事者及び他の参加人に送達し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (3) 参加の申請がある場合は、審判によってその参加可否を決定しなければならない。
- (4) (3)に基づく決定は、書面で行い、かつ、その理由を付さなければならない。
- (5) (3)に基づく決定に関しては、不服申立をすることができない。

第 157 条 証拠調及び証拠保全

- (1) 審判では当事者、参加人若しくは利害関係人の申立により又は職権で、証拠調又は証拠保全をすることができる。
- (2) 民事訴訟法における証拠調及び証拠保全に関する規定は、(1)に基づく証拠調及び証拠保全に関してこれを準用する。ただし、審判官は、過料を科し、出頭を命じ、又は保証金を供託させることができない。
- (3) 証拠保全申立は、審判請求前は特許審判院長に、審判係属中はその事件の審判長にしなければならない。
- (4) 特許審判院長は、(1)に基づいて審判請求前に証拠保全申立があるときは、その申立に関与する審判官を指定する。
- (5) 審判長は、(1)に基づいて職権で証拠調又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者、参加人及び利害関係人に送達し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

第 158 条 審判の進行

審判長は、当事者又は参加人が法定期間又は特許法に基づく指定期間内に手続をせず、又は第 154 条(4)で規定した期日に出席しない場合でも、審判を進行させることができる。

第 159 条 職権審理

- (1) 審判においては、当事者又は参加人が申し立てなかった理由についても審理することができる。ただし、この場合は、期間を定めてその理由に関する意見を陳述する機会を当事者及び参加人に与えなければならない。

(2) 審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。

第 160 条 審理、審決の併合又は分離

審判官は、当事者の双方又は一方が同一である 2 以上の審判については、その審理を併合するか、又は分離することができる。

第 161 条 審判請求の取下

(1) 審判請求は、審決が確定するまでは、請求人が取り下げることができる。ただし、答弁書の提出があったときは、取下について相手方の同意を得なければならない。

(2) 第 133 条(1)の無効審判又は第 135 条の権利範囲を確認する審判を 2 以上のクレームについて請求しているときは、クレームごとにこれを取り下げることができる。

(3) (1) 又は(2)に基づいて審判請求又は各クレームについての審判請求が取り下げられたときは、その審判請求は初めからなかったものとみなす。

第 162 条 審決

(1) 審判は、特段の定めがある場合を除き、審決をもって終結する。

(2) (1)の審決は、次の各号の事項を記載した書面をもって行い、かつ、審決した審判官は、これに記名捺印をしなければならない。

(i) 審判の番号

(ii) 当事者及び参加人の名称及び住所(法人の場合はその名称及び営業所の所在地)

(ii の 2) 代理人がある場合は、その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許事務所である場合は、事務所の名称及び所在地並びに指定された弁理士の名称)

(iii) 審判事件の表示

(iv) 審決の主文(第 138 条の審判においては、非排他的ライセンスの範囲、期間及び対価を含む)

(v) 審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む)、及び

(vi) 審決の年月日

(3) 審判長は、事件が完全に審理され、審決できる程度になったときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(4) 審判長は、(3)に基づいて審理終結を通知した後、必要な場合は、当事者又は参加人の申立により、又は職権で審理を再開することができる。

(5) 審決は、(3)に基づく審理終結通知をした日から 20 日以内にしなければならない。

(6) 審判長は、審決又は決定があったときは、その認証謄本を当事者、参加人及び審判に参加申請をしたがその申請を拒否された者に送達しなければならない。

第 163 条 既判事項

本法に基づく審判の審決が確定したときは、何人も、同一事実及び同一証拠に基づいて再び審判を請求することができない。ただし、確定審決が却下審決である場合は、この限りでない。

第 164 条 審判及び訴訟

(1) 審判において必要なときは、当該審判事件と関連する特許異議申立に対する決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は他の審判の訴訟手続が完結するまで、その手続を中止することができる。

(2) 訴訟手続において必要と認めるときは、法院は、特許に関する審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(3) 法院は、特許権又は排他的ライセンスの侵害に関する訴訟が提起された場合において、当該訴訟手続が終結したときは、その旨を特許審判院長に通知しなければならない。

(4) 特許審判院長は、(3)に基づく特許権又は排他的ライセンスの侵害に関する訴訟に対抗してその特許権に関する無効審判等が請求された場合において、当該審判請求却下の決定又は請求の取下があるときは、その旨を(3)に基づく法院に通知しなければならない。

第 165 条 審判費用

(1) 第 133 条(1)、第 134 条(1)、第 135 条及び第 137 条(1)の審判に関する費用の負担は、審判が審決によって終結するときは、その審決をもって、又は審判が審決によらずに終結するときは、決定をもって定めなければならない。

(2) 民事訴訟法第 98 条から第 103 条まで、第 107 条(1)及び(2)、第 108 条、第 111 条、第 112 条及び第 116 条は、(1)の審判費用に関して準用する。

(3) 第 132 条の 3 及び第 136 条又は第 138 条の審判に関する費用は、請求人又は異議申立人の負担とする。

(4) 民事訴訟法第 102 条は、(3)に基づいて請求人又は異議申立人が負担する費用に関して準用する。

(5) 審判費用の総額は、審決又は決定が確定した後、当事者の請求により特許審判院長が決定する。

(6) 審判費用の範囲、金額及び納付並びに審判において手続上の行為をするために必要な費用の納付に関しては、その性質に反さない限り民事訴訟費用法中、該当規定の例による。

(7) 審判の代理をした弁理士に当事者が支払ったか又は支払うべき報酬は、特許庁長が費用の範囲を定めるに当り、これを審判費用の一部とみなす。2 以上の弁理士が審判の代理をした場合は、1 の弁理士が審判代理をしたものとみなす。

第 166 条 審判費用又は対価等の執行名義

特許審判院長が定めた審判費用、又は審判官が定めた本法に基づいて支払うべき補償金に関する最終決定は、法的強制力のある執行名義と同一の効力を有する。この場合、執行力のある法律上の令状は、特許審判院の職員が付与する。

第 167 条—第 169 条 削除

第 170 条 審査規定の特許拒絶決定に対する審判への準用

(1) 第 47 条(1)(i)、(ii)、第 51 条、第 63 条及び第 66 条は、審査官による特許拒絶決定に対する審判に関して準用する。この場合、第 51 条(1)中「第 47 条(1)(ii)」は、「第 47 条(1)(ii)又は(iii)」と読み替え、「補正」は、「補正(第 47 条(2)に基づく場合は、第 132 条の 3 の

特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く)」と読み替え、第63条中「第47条(1)(ii)に該当する場合」は、「第47条(1)(ii)又は(iii)に該当する場合(第47条(2)に基づく場合は、第132条の3の特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く)」と読み替える。

(2)(1)において準用する第63条は、審査官による元の特許拒絶決定の理由と異なる他の拒絶理由が発見された場合に限り、これを適用する。

第171条 特許拒絶決定に対する審判の特例

(1) 第173条に該当する特許拒絶決定に対する審判事件の審判官指定は、第175条(2)に基づく通知があった場合に限り。

(2) 第147条(1)及び(2)、第155条並びに第156条は、審査官による特許拒絶決定、特許権の存続期間の延長登録拒絶決定又は特許取消決定に対する審判には適用しない。

第172条 審査又は特許異議申立手続の効力

審査又は特許異議申立で行った手続は、審査官による特許拒絶決定、特許権存続期間の延長登録出願の拒絶決定、又は特許取消決定に対する審判においてもその効力がある。

第173条 審査前置

(1) 特許審判院長は、第62条に基づいて特許拒絶決定を受けた者が第132条の3に基づいて審判請求をし、請求日から30日以内にその請求に関する特許出願に添付された明細書又は図面を補正したときは、審判をする前にこれを特許庁長に通知しなければならない。

(2) 特許庁長は、(1)に基づく通知を受けた場合は、その請求に関する特許出願を審査官に再審査させなければならない。

第174条 審査規定の審査前置への準用

(1) 第51条、第57条(2)、第78条及び第148条(i)から(v)まで及び(vii)は、第173条に基づく再審査に関してこれを準用する。この場合、第51条(1)中「第47条(1)(ii)」は、「第47条(1)(ii)又は(iii)」と読み替え、「補正」は、「補正(第47条(2)に基づく場合は、第132条の3の特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く)」と読み替える。

(2) 第47条(1)(i)及び(ii)並びに第63条は、審査官による元の特許拒絶決定の理由と異なる他の拒絶理由が発見された場合は、第173条に基づく再審査に関してこれを準用する。この場合、第63条中「第47条(1)(ii)に該当する場合」は、「第47条(1)(ii)又は(iii)に該当する場合(第47条(2)に基づく場合は、第132条の3の特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く)」と読み替える。

(3) 第66条及び第67条は、審判請求に理由があると認められる場合は、第173条に基づく再審査に関して準用する。

第175条 審査前置の終結

(1) 審査官は、第173条(2)に基づく再審査の結果、出願に対する拒絶理由が解消したときは、特許拒絶決定を取り消して特許を付与する。この場合、その特許拒絶決定の審判請求は、消滅したものとみなす。

(2) 審査官は、第173条(2)に基づく再審査の結果、特許付与決定をすることができないとき

は、再び特許拒絶決定をすることなくその審査結果を特許庁長に報告しなければならない。報告を受けた特許庁長は、これを特許審判院長に通知しなければならない。

第 176 条 特許拒絶査定等の破棄

(1) 審判官は、第 132 条の 3 に基づく審判請求に理由があると認めるときは、審判官による特許拒絶決定、特許権の存続期間の延長登録拒絶決定又は特許取消決定を破棄しなければならない。

(2) 審判において特許拒絶決定、特許権の存続期間の延長登録拒絶決定又は特許取消決定を破棄する場合は、審査部に差し戻す旨の審決をすることができる。

(3) (1) 及び(2)に基づく審決において破棄の基礎となった理由は、その事件に関して審査官を拘束する。

第 177 条 削除

第8章 再審

第178条 再審の請求

- (1) 何れの当事者も、確定した審決に対して再審を請求することができる。
- (2) 民事訴訟法第451条及び第453条は、(1)の再審請求に関して準用する。

第179条 通謀詐欺による再審請求

- (1) 審判の当事者が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的で審決をさせたときは、第三者はその確定された審決に対して再審を請求することができる。
- (2) (1)の再審請求の場合は、審判の当事者を共同被請求人とする。

第180条 再審請求の期間

- (1) 請求人は、審決確定後再審の理由を知った日から30日以内に再審を請求しなければならない。
- (2) 代理権の欠陥を理由にして再審を請求する場合は、(1)で規定する期間は、請求人又は法定代理人が審決の認証謄本の送達によって審決があることを知った日の翌日から起算する。
- (3) 審決確定後3年が経過したときは、再審を請求することができない。
- (4) 再審事由が審決確定後に生じたときは、(3)の期間は、その事由が最初に発生した日の翌日から起算する。
- (5) (1)及び(3)は、その審決以前に行われた確定審決と抵触するという理由で再審を請求する場合は、適用しない。

第181条 再審によって回復した特許権の効力の制限

- (1) 次の各号の1に該当する場合は、特許権の効力は、当該審決の確定後であって再審請求の登録前に善意で大韓民国へ輸入し、大韓国内で製造し、又は取得した物には及ばない。
 - (i) 特許又は存続期間の延長登録が無効となった特許権(特許取消の審決によって取消が確定した特許権を含む)が再審によって回復された場合
 - (ii) ある物が特許権の権利範囲に属さない旨の審決が確定した後、再審によってこれと相反する審決が確定した場合、又は
 - (iii) 特許出願又は特許権の存続期間の延長登録出願に関して、特許権又は存続期間の延長が先に審決により拒絶されていたながら、再審によって登録された場合
- (2) (1)に該当する場合の特許権の効力は、次に掲げる行為には及ばない。
 - (i) 当該審決が確定した後であって再審請求が登録される前にした当該発明の善意の実施
 - (ii) 発明された物の製造にのみ使用する物品を、当該審決の確定後であって再審請求の登録前に、善意で製造し、譲渡し、貸渡し、輸入し、又は譲渡若しくは貸渡の申出をする行為、及び
 - (iii) 発明された方法の実施にのみ使用する物品を、当該審決の確定後であって再審請求の登録前に、善意で製造し、譲渡し、貸渡し、輸入し、又は譲渡若しくは貸渡の申出をする行為

第 182 条 再審によって回復した特許権の先使用者に対する非排他的ライセンス

第 181 条(1)各号の 1 に該当する場合に、当該審決の確定後であって再審請求の登録前に、大韓民国内において善意でその発明を業として実施している者又は実施の準備をしている者は、事業の目的及び実施又は実施の準備をしている発明の範囲内で、当該特許権に関して非排他的ライセンスを有する。

第 183 条 再審によって非排他的ライセンスを喪失した原権利者の非排他的ライセンス

(1) 第 138 条(1)又は(3)に基づいて非排他的ライセンスを許諾する旨の審決が確定した後、再審によってこれに相反する審決の確定がある場合は、再審請求登録前に非排他的ライセンスに基づいて大韓民国内において善意でその発明を業として実施していた者又は実施の準備をしていた者は、原非排他的ライセンスの事業の目的及び発明の範囲内で、その特許権又は再審の審決が確定した際に存した排他的ライセンスについて非排他的ライセンスを有する。
(2) 第 104 条(2)は、(1)の場合にこれを準用する。

第 184 条 再審における審判規定の準用

審決に対する再審の請求手続に関しては、不適合でない限り審判の手続に関する規定を準用する。

第 185 条 民事訴訟法の準用

民事訴訟法第 459 条(1)は、再審請求に関してこれを準用する。

第9章 訴訟

第186条 審決等に対する訴訟

- (1) 審決に対する訴訟又は審判請求若しくは再審請求の却下に対する訴訟は、特許法院の専属管轄とする。
- (2) (1)に基づく訴訟は、当事者、参加人又は審判に参加申請をしたがその申請が拒否された者が、提起することができる。
- (3) (1)に基づく訴訟は、審決又は決定の認証謄本の送達を受けた日から30日以内に提起することができる。
- (4) (3)の期間は変更することができないものとする。
- (5) 審判長は、(4)の決定期間に関して、遠隔地又は交通が不便な地域にいる者のために職権で付加期間を定めることができる。
- (6) 訴訟は、審判を請求することができる事項に関するものでなければ、提起することができない。
- (7) 第162条(2)(iv)に基づく対価の審決、及び第165条(1)に基づく審判費用の審決又は決定については、独立して(1)に基づく訴訟を提起することができない。
- (8) 特許法院の判決に対しては、大法院に上訴することができる。

第187条 被告適格

第186条(1)に基づく訴訟の提起においては、特許庁長を被告としなければならない。ただし、第133条(1)、第134条(1)、第135条(1)、第137条(1)、第138条(1)及び(3)に基づく審判又はその再審の審決に対する訴訟の提起においては、その請求人又は被請求人を被告としなければならない。

第188条 訴訟提起通知及び書類送付

- (1) 特許法院は、第186条(1)に基づく訴訟の提起又は第186条(8)に基づく上訴がされたときは、遅滞なくその旨を特許審判院長に通報しなければならない。
- (2) 特許法院は、第187条に基づく訴訟に関して訴訟手続が完結したときは、遅滞なくその事件に関する裁判の認証謄本を特許審判院長に送付しなければならない。

第188条の2 技術審査官の除斥又は忌避

- (1) 第148条及び民事訴訟法第42条から第45条、第47条及び第48条は、法院組織法第54条の2により定める技術審査官の除斥又は忌避に適用する。
- (2) 技術審査官が帰属する法院は、(1)に基づく技術審査官の除斥又は忌避の請求について決定する。
- (3) 技術審査官は、除斥又は忌避の事由がある場合は、特許法院の同意を得て、その事件に関する審判処理の遂行を辞退することができる。

第189条 審決又は決定の取消

- (1) 特許法院は、第186条(1)に基づいて訴訟が提起された場合において、その請求に理由があると認めるときは、判決をもって当該審決又は決定を取り消さなければならない。

(2) 審判官は、(1)に基づいて審決又は決定の破棄が確定したときは、再び審理をして審決又は決定をしなければならない。

(3) (1)に基づく判決において取消の基礎となった理由は、その事件に関して特許審判院を拘束する。

第 190 条 補償金又は対価の額の決定に対する訴訟

(1) 第 41 条(3)又は(4)、第 106 条(3)、第 110 条(2)(ii)又は第 138 条(4)に基づく補償金又は対価の額に対する審決、決定又は裁定に関して不服がある者は、法院に訴訟を提起することができる。

(2) (1)に基づく訴訟は、審決、決定又は裁定の認証謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

(3) (2)に基づく期間は、変更することができないものとする。

第 191 条 補償金又は対価に関する訴訟の被告

第 190 条に基づく訴訟においては、次に掲げる者を被告とする。

(i) 第 41 条(3)又は(4)に基づく補償金の場合は、補償金を支払う官署又は出願人

(ii) 第 106 条(3)に基づく補償金の場合は、補償金を支払う官署、特許権者、排他的実施権者又は非排他的実施権者、又は

(iii) 第 110 条(2)(ii)又は第 138 条(4)に基づく対価の場合は、非排他的実施権者、排他的実施権者、特許権者、実用新案権所有者又はデザイン権所有者

第 10 章 特許協力条約に基づく国際出願

第 1 節 国際出願手続

第 192 条 国際出願をすることができる者

特許庁長に国際出願をすることができる者は、次の各号の 1 に該当する者とする。

- (i) 大韓民国国民
- (ii) 大韓国内に住所又は営業所を有する外国人
- (iii) (i) 又は(ii) に該当しない者であるが(i) 又は(ii) に該当する者を代表者にして国際出願をする者、又は
- (iv) 産業資源部令が定める要件に該当する者

第 193 条 国際出願

- (1) 国際出願をする者は、韓国語又は産業資源部令が定める言語で作成した願書、明細書、クレーム、図面(必要な場合)及び要約書を、特許庁長に提出しなければならない。
- (2) 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (i) 国際出願が特許協力条約に従って処理されるべき旨の表示
 - (ii) 当該国際出願に基づき発明の保護を求める特許協力条約締約国の指定
 - (iii) 特許協力条約第 2 条(iv) の広域特許を受けようとする場合は、その旨の表示
 - (iv) 出願人の名称、住所又は営業所の所在地及び国籍
 - (v) 代理人がある場合は、その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地
 - (vi) 発明の名称、及び
 - (vii) 発明者の名称及び住所又は営業所の所在地(指定国の法令に発明者に関する事項の記載が規定されている場合に限る)
- (3) (1) の明細書は、その発明の属する技術分野において知識を有する者が容易に実施することができるように明確かつ詳細に記載しなければならない。
- (4) (1) のクレームは、保護を求める事項を明確かつ簡潔に記載し、明細書によって十分に裏付けなければならない。
- (5) (1) から(4) までに規定された事項の他に、国際出願に関して必要な事項は、産業資源部令で定める。

第 194 条 国際出願日の認定等

- (1) 特許庁長は、国際出願が特許庁に到達した日を特許協力条約第 11 条の国際出願日(以下「国際出願日」という)と認めるものとする。ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、この限りでない。
 - (i) 出願人が第 192 条に規定する要件を満たしていない場合
 - (ii) 国際出願が第 193 条(1) に基づく言語で作成されていない場合
 - (iii) 国際出願が明細書及びクレームを含んでいない場合、又は
 - (iv) 第 193 条(2) (i) 及び(ii) に規定する事項又は出願人の名称を記載していない場合
- (2) 特許庁長は、国際出願が(1) 各号の何れかに該当する場合は、出願人に対して、指定期間内に書面をもって手続を補正するよう要求するものとする。

(3) 特許庁長は、国際出願に図面に関して記載されているがその願書に図面が含まれていない場合は、その旨を出願人に通知しなければならない。

(4) 特許庁長は、(2)に基づく要求を受けた者が指定された期間内に補正をした場合は補正書の到達日を、又は(3)に基づく通知を受けた者が産業資源部令が定める期間内に図面を提出した場合はその図面の到達日を、国際出願日と認めなければならない。ただし、(3)に基づく通知を受けた者が産業資源部令が定める期間内に図面を提出しなかった場合は、その図面に関する記載はないものとみなす。

第 195 条 補正要求

特許庁長は、国際出願が次の場合に該当するときは、期間を定めて書面による補正を求めるものとする。

- (i) 発明の名称が記載されていない場合
- (ii) 要約書が提出されていない場合
- (iii) 第 3 条又は第 197 条(3)に違反している場合、又は
- (iv) 産業資源部令が定める要件に違反している場合

第 196 条 取り下げられたものとみなす国際出願

(1) 国際出願が次に掲げる場合に該当するときは、その国際出願は取り下げられたものとみなす。

- (i) 第 195 条に基づく補正要求を受けた者が指定した期間内に補正をしない場合
 - (ii) 国際出願に関する手数料を産業資源部令が定める期間内に納付せず、特許協力条約第 14 条(3)(a)に該当することになった場合、又は
 - (iii) 第 194 条に基づいて国際出願日が認められた国際出願であり、その国際出願が、産業資源部令が定める期間内に、第 194 条(1)各号の何れかに該当することになった場合
- (2) 国際出願に関して納付しなければならない手数料の一部を産業資源部令が定める期間内に納付せず、特許協力条約第 14 条(3)(b)に該当することになった場合は、手数料を納付しなかった指定国の指定は取り下げられたものとみなす。
- (3) 特許庁長は、(1)又は(2)に基づいて国際出願又は指定国の一部が取り下げられたものとみなすときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

第 197 条 代表者等

- (1) 2 以上の出願人が共同で国際出願をする場合は、第 192 条から第 196 条まで及び第 198 条に基づく手続は、出願人の共通代表者が行うことができる。
- (2) 2 以上の出願人が共同で国際出願をする場合において共通代表者を定めていないときは、産業資源部令が規定するところに従い共通代表者を定めることができる。
- (3) (1)の手続を代理人により行おうとする者は、第 3 条にいう法定代理人を除いては弁理士を代理人としなければならない。

第 198 条 手数料

- (1) 国際出願の出願人は、必要な手数料を納付しなければならない。
- (2) (1)に基づく手数料、その納付方法及び納付期間は、産業資源部令で定める。

第 198 条の 2 国際調査及び国際予備審査

(1) 特許庁は、特許協力条約第 2 条(xix)に基づく国際事務局と締結した協定に従い、国際出願に対する国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を遂行する。

(2) (1)に基づく業務遂行に関する詳細事項は、産業資源部令で定める。

第 2 節 国際特許出願に関する特例

第 199 条 国際出願による特許出願

(1) 特許協力条約に基づいて国際出願日が認められた国際出願であって、特許を受けるために大韓民国を指定国に指定したものは、その国際出願日にされた特許出願とみなす。

(2) (1)に基づく特許出願とみなす国際出願(以下「国際特許出願」という)に関しては、第 54 条を適用しない。

第 200 条 新規性がある発明とみなす場合の特例

第 30 条(2)に拘らず、国際特許出願した発明に関して第 30 条(1)(i)又は(iii)の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及び当該発明が第 30 条(1)(i)又は(iii)に該当することを証明する書類を、産業資源部令が定める期間内に、特許庁長に提出することができる。

第 201 条 国際特許出願の翻訳文

(1) 外国語で出願した国際特許出願の出願人は、特許協力条約第 2 条(xi)の優先日(以下「優先日」という)から 2 年 6 月(以下「国内書類提出期間」という)以内に、国際出願日に提出した明細書、クレーム、図面の説明部分及び要約書の韓国語翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。ただし、国際特許出願の出願人が特許協力条約第 19 条(1)に基づいてクレームに関する補正をするときは、補正後のクレームのみに対する韓国語翻訳文を提出するものとする。

(2) 国内書類提出期間内に(1)に基づく明細書及びクレームの翻訳文の提出がない場合は、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす。

(3) (1)に基づいて翻訳文を提出した出願人は、国内書類提出期間内に限り、その翻訳文に代わる新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした場合は、この限りでない。

(4) 国際出願日に提出された国際特許出願の明細書、クレーム及び図面中の説明部分に開示された事項であって、国内書類提出期間(その期間内に)出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求日。以下「基準日」という)内に提出された(1)又は(3)に基づく翻訳文(以下「出願翻訳文」という)に開示されていないものは、国際出願日に提出された当該国際特許出願の明細書、クレーム及び図面の説明文に開示されていなかったものとみなす。

(5) 国際出願日に提出された国際特許出願書類は、第 42 条(1)に基づいて提出された出願書類とみなす。

(6) 国際特許出願の明細書、クレーム、図面及び要約書の出願翻訳文(並びに韓国語で出願された国際特許出願の場合は、国際出願日に提出された明細書、クレーム、図面及び要約書)は、第 42 条(2)に基づいて提出された明細書、クレーム、図面及び要約書とみなす。

(7) 第 204 条(1)及び(2)は、(1)に基づいて補正後のクレームの韓国語翻訳文を提出する場合

は、適用しない。

(8) (1)に基づいて補正後のクレームのみに対する韓国語翻訳文を提出する場合は、国際出願日に提出されたクレームは、認めない。

第 202 条 優先権主張の特例

(1) 第 55 条(2)及び第 56 条(2)は、国際特許出願に適用しない。

(2) 第 55 条(4)の適用において、「先の出願の願書に最初に添付された明細書又は図面」は、「第 201 条(1)に基づいて国際出願日に提出された国際出願の明細書、クレーム又は図面中の説明部分及び第 201 条(4)に基づく当該書類の出願翻訳文又は国際出願日に提出した国際出願の図面中の説明部分」と読み替え、「出願公開」は、「特許協力条約第 21 条で規定する国際公開」と読み替える。

(3) 第 55 条(1)に基づく先の出願が国際特許出願又は実用新案法第 57 条(2)に基づく国際実用新案登録出願である場合において、第 55 条(1)、(3)及び(4)並びに第 56 条(1)を適用するときは、第 55 条(1)及び(3)中「特許出願又は実用新案登録出願の願書に最初に添付された明細書又は図面」は、「特許法第 201 条(1)又は実用新案法第 59 条(1)に基づいて国際出願日に提出された国際出願の明細書、クレーム又は図面」と読み替え、第 55 条(4)中「先の出願の願書に最初に添付された明細書又は図面」は、「特許法第 201 条(1)又は実用新案法第 59 条(1)に基づいて国際出願日に提出された先の出願に係る国際出願の明細書、クレーム又は図面」と読み替え、第 55 条(4)中「先の出願の出願公開」は、「先の出願に関して特許協力条約第 21 条で規定する国際公開」と読み替え、第 56 条(1)中「出願日から 1 年 3 月を経過したとき」は、「特許法第 201 条(4)又は実用新案法第 59 条(4)に基づく基準日、又は特許法第 201 条(1)若しくは実用新案法第 59 条(1)に基づく国際出願日から 1 年 3 月を経過した日の何れか遅い日」と読み替える。

(4) 第 55 条(1)に基づく先の出願が第 214 条(4)又は実用新案法第 71 条(4)に基づいて特許出願又は実用新案登録出願となる国際特許出願である場合において、第 55 条(1)、(3)及び(4)又は第 56 条(1)を適用するときは、第 55 条(1)及び(3)中「願書に最初に添付された明細書又は図面」は、「特許法第 214 条(4)又は実用新案法第 71 条(4)で規定する国際出願日と認められる日の国際出願の明細書、クレーム又は図面」と読み替え、第 55 条(4)中「先の出願の願書に最初に添付された明細書又は図面」は、「特許法第 214 条(4)又は実用新案法第 71 条(4)で規定する国際出願日と認められる日の先の出願に係る国際出願の明細書、クレーム又は図面」と読み替え、第 56 条(1)中「当該先の出願日から 1 年 3 月を経過したとき」は、「特許法第 214 条(4)又は実用新案法第 71 条(4)で規定する国際出願日と認められる日から 1 年 3 月を経過したとき、又は特許法第 214 条(4)若しくは実用新案法第 71 条(4)で規定する決定をしたときの何れか遅いとき」と読み替える。

第 203 条 書類の提出

(1) 国際特許出願の出願人は、国内書類提出期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を特許庁長に提出しなければならない。外国語の国際特許出願をした出願人は、第 201 条(1)に従って韓国語翻訳文の書類を提出しなければならない。

(i) 出願人の名称及び住所(法人の場合はその名称及び営業所の所在地)

(ii) 出願人の代理人がある場合は、その代理人の名称及び住所又は営業所の所在地(代理人

が特許事務所である場合は、事務所の名称及び所在地並びに指定された弁理士の名称)

(iii) 削除

(iv) 発明の名称

(v) 発明者の名称及び住所又は営業所の所在地、並びに

(vi) 国際出願日及び国際出願番号

(2) 特許庁長は、書類の提出が次の各号の1に該当するときは、期間を指定して出願人に補正を求めるものとする。

(i) (1)に規定の書類が国内書類提出期間内に提出されなかった場合

(ii) (1)に規定の書類が本法又は本法に基づく命令に規定された方式要件に従っていない場合

(3) 特許庁長は、(2)に基づいて補正を求められた者が、指定期限内に補正をしない場合は、国際特許出願を無効にすることができる。

第204条 国際調査報告書を受けた後の補正

(1) 国際特許出願の出願人は、特許協力条約第19条(1)に基づいて国際調査報告書を受領した後に国際特許出願のクレームに関して補正をした場合は、基準日までに当該補正書の韓国語による翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

(2) (1)に基づいて補正書の翻訳文が提出されたときは、クレームはその翻訳文によって第47条(1)に基づき補正されたものとみなす。

(3) 国際特許出願の出願人は、特許協力条約第19条(1)に基づく説明書を同条約第2条(xix)の国際事務局(以下「国際事務局」という)に提出した場合は、その説明書の韓国語による翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

(4) 国際特許出願の出願人が基準日までに(1)又は(3)に基づく手続を行わなかった場合は、特許協力条約第19条(1)に基づく補正書又は説明書は提出されなかったものとみなす。

(5) 削除

第205条 国際予備審査報告書作成前の補正

(1) 国際特許出願の出願人は、特許協力条約第34条(2)に基づいて国際特許出願の明細書、クレーム及び図面に対して補正をした場合は、基準日までに当該補正書の韓国語による翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

(2) (1)に基づいて補正書の翻訳文が提出されたときは、その翻訳文によって第47条(1)に基づく明細書及び図面が補正されたものとみなす。

(3) 国際特許出願の出願人が基準日までに(1)に基づく手続を行わなかった場合は、特許協力条約第34条(2)(b)に基づく補正書は提出されなかったものとみなす。

(4) 削除

第206条 非居住者の特許管理人の特例

(1) 第5条(1)に拘らず、非居住者である国際特許出願の出願人は、基準日までは特許管理人によらずに特許に関する手続を行うことができる。

(2) (1)に基づく出願翻訳文を提出した非居住者は、産業資源部令で定める期間内に特許管理人を選任して特許庁長に届け出なければならない。

(3) (2)に基づく期間内に特許管理人の選任の届出がない場合は、その国際特許出願は取り下げられたものとみなす。

第 207 条 出願公開時期及び効果の特例

(1) 国際特許出願の出願公開に関して、第 64 条(1)中「次の各号の 1 に該当する日から 1 年 6 月が経過したときに」は、「第 201 条(1)にいう期間内に(指定期間内に出願人が国際特許出願の審査請求をして特許協力条約第 21 条に規定する国際公開がされているときは、優先日又は審査請求日のうち何れか遅く満了する日から 1 年 6 月以内に)」と読み替える。

(2) 国際特許出願の出願人は、国際特許出願に関して国内公開があった後で、かつ、国際特許出願された発明の内容を記述した書面をもって警告したときは、その警告後から特許権の登録前にその発明を業として実施した者に対して、当該特許発明の実施に関して通常受けることができる金額に相当する補償金の支払を請求することができる。警告をしない場合であっても、国際特許出願された発明であることを知った上で国内公開の前に業としてその発明を実施した者に対しても同様の請求をすることができる。ただし、補償金の請求権は、当該特許出願の特許権が登録された後でなければ行使することができない。

第 208 条 補正の特例

(1) 第 47 条(1)に拘らず、国際特許出願に関しては、第 82 条(1)に基づく手数料を納付し、第 201 条(1)に基づく翻訳文を提出し(韓国語で出願された国際特許出願の場合を除く)、かつ、基準日が経過した後でなければ、補正(第 204 条(2)及び第 205 条(2)に基づく補正を除く)をすることができない。

(2) 削除

(3) 国際特許出願について行う補正の範囲に関し、第 47 条(2)中「特許願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項」は、「国際出願日に提出した国際特許出願の明細書、クレーム又は図面の説明部分(図面中の説明部分に限る)及びその翻訳文に記載された事項、又は国際特許出願の図面(図面中の説明部分を除く)に記載された事項」と読み替える。

(4) - (5) 削除

第 209 条 二重出願時期の制限

第 53 条(1)に拘らず、国際出願を基礎とする特許出願である二重出願は、実用新案法第 57 条(1)に基づいて国際出願日にされた実用新案登録出願とみなす。二重出願は、実用新案法第 30 条(1)に基づく手数料を納付し、同法第 59 条(1)に基づく翻訳文(韓国語で出願された国際実用新案登録出願の場合を除く)を提出した後(実用新案法第 71 条(4)に基づいて実用新案登録出願とみなされる国際出願については、同項に基づく決定があった後)でなければ、することができない。

第 210 条 出願審査請求時期の制限

第 59 条(2)に拘らず、国際特許出願の出願人は、第 201 条(1)に基づく手続(韓国語で出願された国際特許出願の場合を除く)をし、第 82 条(1)に基づく手数料を納付した後でなければ審査請求をすることができない。国際特許出願の出願人でない者は、第 201 条(1)で規定した期間を経過した後でなければ、その国際特許出願に関して審査請求をすることができない。

第 211 条 国際調査報告書等に記載された文献の提出請求

特許庁長は、国際特許出願の出願人に対して、特許協力条約第 18 条の国際調査報告書又は同条約第 35 条の国際予備審査報告書に記載された文献の写しを期間を定めて提出させることができる。

第 212 条 特許異議申立の特例

国際特許出願について、発明が次の各号の 1 に該当しないか又は第 69 条(1)の各号の 1 に該当することを理由として、何人も特許異議申立をすることができる。

(i) 国際出願日に提出した国際出願の明細書、クレーム又は図面中の説明部分及びその翻訳文に記載された発明、又は

(ii) 国際出願日に提出した国際出願の図面(図面中の説明部分を除く)に開示された発明

第 213 条 特許の無効審判の特例

国際特許出願について、発明が次の各号の 1 に該当しないか又は第 133 条(1)の各号の 1 に該当することを理由として、何人も無効審判を請求することができる。

(i) 国際出願日に提出した国際出願の明細書、クレーム又は図面中の説明部分及びその翻訳文に記載された発明、又は

(ii) 国際出願日に提出した国際出願の図面(図面中の説明部分を除く)に開示された発明

第 214 条 決定によって特許出願となる国際出願

(1) 国際出願の出願人は、大韓民国を特許協力条約第 4 条(1)(ii)にいう指定国とする国際特許出願に関し、特許協力条約第 2 条(xv)にいう受理官庁が同条約第 25 条(1)(a)にいう拒否若しくは第 25 条(1)(a)又は(b)にいう宣言をし、又は国際事務局が同条約第 25 条(1)(a)にいう認定をした場合は、産業資源部令が定めるところに従い、産業資源部令が定める期間内に特許庁長に対して同条約第 25 条(2)(a)にいう決定をするよう請求することができる。

(2) (1)の請求をしようとする者は、明細書、クレーム及び図面中の説明部分並びにその他産業資源部令が定める国際出願に関する書類の韓国語翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。

(3) 特許庁長は、(1)の請求があったときは、その請求にいう拒否、宣言又は認定が特許協力条約及び同条約に基づく規則に従う正当なものであるか否かを決定しなければならない。

(4) 特許庁長は、(1)にいう拒否、宣言又は認定が特許協力条約及び同条約に基づく規則に従う正当なものではない旨の決定を(3)に基づき行ったときは、当該国際出願は、その国際出願について拒否、宣言又は認定がなかったならば国際出願日と認められるであろう日にされた特許出願とみなす。

(5) 第 199 条(2)、第 200 条、第 201 条(4)から(8)まで、第 202 条(1)及び(2)、第 208 条、第 210 条、第 212 条及び第 213 条は、(4)に基づいて特許出願とみなす国際出願に関して準用する。

(6) (4)に基づいて特許出願とみなす国際出願の出願公開に関しては、第 64 条(1)中「特許出願日」は、「第 201 条(1)の優先日」と読み替える。

第 11 章 補足規定

第 215 条 2 以上のクレームがある特許又は特許権に関する特例

第 65 条(6)、第 74 条(4)、第 84 条(1)(ii)、第 85 条(1)(i)(消滅に限る)、第 101 条(1)(i)、第 104 条(1)(i)、(iii)又は(v)、第 119 条(1)、第 133 条(2)又は(3)、第 136 条(6)、第 139 条(1)、第 181 条、第 182 条及び実用新案法第 40 条(1)(ii)、(iv)又は(v)を 2 以上のクレームがある特許又は特許権に対して適用する場合は、各クレームごとに特許が付与され、又は特許権があるものとみなす。

第 215 条の 2 2 以上のクレームがある出願の登録に関する特例

- (1) 2 以上のクレームがある特許出願に対する特許付与決定を受けた者が特許料を納付したときは、各クレームを個別に放棄することができる。
- (2) (1)に基づくクレームの放棄に関して必要な事項は、産業資源部令で定める。

第 216 条 書類の閲覧等

- (1) 何人も、特許庁長又は特許審判院長に対して、特許若しくは審判に関する証明書、書類の認証謄本若しくは抄本の交付、又は特許登録簿その他の書類の閲覧若しくは複製を請求することができる。
- (2) 特許庁長又は特許審判院長は、(1)にいう請求が、登録公告若しくは出願公開されていない特許出願に関するとき、又は公共の秩序若しくは善良な風俗に反する虞がある事項に関するときは、これを許可しないものとする。

第 217 条 特許出願、審査、特許異議申立、審判、再審の書類又は特許登録簿の公開又は搬出の禁止

- (1) 特許出願、審査、特許異議申立、審判、再審に関する書類又は特許登録簿は、外部に搬出することができない。ただし、第 58 条(1)又は(2)に基づいて特許出願又は審査に関する書類を搬出する場合は、この限りでない。
- (2) 特許出願、審査、特許異議申立、審判又は再審で審理係属中のものの内容又は審査官の決定、審決又は裁定の内容に関する鑑定、証言又は質疑は、請求されても応答することができない。

第 217 条の 2 特許文書電子化業務の代行

- (1) 特許庁長は、特許に関する手続を効率的に処理するために必要であると認める場合は、特許出願、審査、特許異議申立、審判、再審に関する書類又は特許登録簿を電子情報処理システム及び電子情報処理システムを利用するための技術を活用して電子化する業務を、産業資源部令が定める基準を満たす者に委託して遂行させることができる。
- (2) 第 217 条(1)は、特許文書電子化業務のために特許出願、審査、特許異議申立、審判、再審に関する書類又は特許登録簿を搬出する場合は、適用しない。
- (3) (1)に基づいて特許文書電子化業務の委託を受けた者(以下「特許文書電子化機関」という)の幹部又は職員は、職務上知るに至った特許出願中の発明に関して秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

(4) 特許庁長は、第 28 条の 3(1)に基づく電子文書で提出されなかった特許出願その他産業資源部令が定める書類を、(1)に基づいて電子化し、特許庁又は特許審判院で使用する電子情報処理システムのファイルに記録することができる。

(5) (4)に基づいてファイルに記録された内容は、当該書類に記載された内容と同一とみなす。

(6) (1)に基づく特許文書電子化業務の遂行方法及びその他特許文書電子化業務の遂行のために必要な事項は、産業資源部令で定める。

第 218 条 書類の送達

本法の規定に加えて、書類の送達に関する事項及び送達手続は、大統領令で定める。

第 219 条 公示送達

(1) 送達を受けるべき者の住所又は営業所が不明瞭で書類の送達ができないときは、公示送達をしなければならない。

(2) 公示送達は、送達すべき書類を、送達を受けるべき者に何時でも交付する旨を特許公報に掲載することにより行う。

(3) 書類は、特許公報の公示日から 2 週間を経過した後に、送達されたものとみなす。ただし、同一当事者に対する以後の公示送達は、特許公報に掲載した日の翌日に送達されたものとみなす。

第 220 条 非居住者に対する送達

(1) 特許管理人がいる非居住者の場合は、その非居住者に送達する書類は、特許管理人に送達するものとする。

(2) 特許管理人がいない非居住者の場合は、その非居住者に送達する書類は、書留航空便で送付する。

(3) (2)に基づいて書類を書留航空便で発送したときは、その発送をした日に送達されたものとみなす。

第 221 条 特許公報

(1) 特許庁は、特許公報を発行しなければならない。

(2) 特許公報は、産業資源部令が定める規定に基づいて、電子媒体で発行することができる。

(3) 特許庁長は、電子媒体で特許公報を発行する場合は、情報通信網を活用して特許公報の発行事実、主要内容及び送達に関する事項を知らせなければならない。

第 222 条 書類の提出等

特許庁長又は審査官は、当事者に対して審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するために必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

第 223 条 特許表示

特許権者、排他的実施権者又は非排他的実施権者は、物又は方法何れの発明についても、製造された物に特許表示をすることができる。物に特許表示をすることができないときは、その物の容器又は包装にその表示をすることができる。

第 224 条 虚偽表示の禁止

何人も次に掲げる行為をしてはならない。

(i) 特許されていない物，特許出願係属中でない物，特許されていない方法若しくは特許出願係属中でない方法によって製造した物又はその物の容器若しくは包装に，特許表示若しくは特許出願表示をし，又はこれと混同し易い表示をする行為

(ii) (i)にいう表示をした物を譲渡し，貸渡し，又は展示する行為

(iii) (i)にいう物を製造し，使用し，譲渡し又は貸渡しをするために広告，看板又は標札上にその物が特許若しくは特許出願されたもの又は特許された方法若しくは特許出願係属中の方法によって生産したものと表示し，又は特許付与済みか若しくは特許出願係属中の何れか混同し易い表示をすること，又は

(iv) 特許されていない方法又は特許出願係属中でない方法を使用し，譲渡し又は貸渡しをするために広告，看板又は標札上にその方法が特許又は特許出願されたものと表示し，又は特許付与済みか若しくは特許出願係属中の何れか混同し易い表示をすること

第 224 条の 2 不服の制限

補正却下の決定，特許可否決定，特許取消決定，審決，審判請求又は再審請求の却下に対しては，他の法律に基づく不服申立をすることができず，本法又は他の法律に基づいて不服申立をすることができないと規定されている処分に対しては，如何なる不服申立もすることができない。

第 12 章 罰則

第 225 条 侵害罪

(1) 特許権又は排他的ライセンスを侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

(2) (1)の罪は、被侵害者の告訴により訴追される。

第 226 条 偽証罪

(1) 法の下で宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

(2) (1)に基づく罪を犯した者が特許異議申立に対する審判官の決定又は審決の確定前に自白したときは、その刑罰を減輕又は免除することができる。

第 227 条 虚偽表示の罪

第 224 条に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 228 条 詐欺行為の罪

詐欺その他の不正行為により特許、特許異議申立に対する決定、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 229 条 秘密漏洩の罪

特許庁職員、特許審判院職員又はその職にあった者が、その職務上知り得た特許出願中の発明に関して秘密を漏らし、又は盗用したときは、2 年以下の懲役又は 3 百万ウォン以下の罰金に処する。

第 229 条の 2 専門調査機関等の幹部及び職員を公務員とみなす規定

専門調査機関又は特許文書電子化機関の幹部、職員又はその職にあった者は、第 229 条を適用する場合は、特許庁職員又はその職にあった者とみなす。

第 230 条 両罰規定

法人の代表者、法人又は自然人の代理人、従業者その他の職員がその法人又は自然人の業務に関して第 225 条(1)、第 227 条又は第 228 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかにその法人に対しては次の各号の 1 に該当する罰金刑を、その自然人に対しては各該当条の罰金刑を科する。

(i) 第 225 条(1)の場合は、3 億ウォン以下の罰金

(ii) 第 227 条又は第 228 条の場合は、6 千万ウォン以下の罰金

第 231 条 没収等

(1) 第 225 条(1)に該当する侵害行為を構成した物又はその侵害行為から生じた物は、これを没収し、又は被侵害者の請求によりその物を被侵害者に引き渡すことを宣告しなければならない。

(2) 被侵害者は、(1)に基づく物の引渡を受けた場合は、その物の価額を超過する損害の額に限り賠償を請求することができる。

第 232 条 過料

(1) 何人も、次の各号の 1 に該当する行為をなした場合は、50 万ウォン以下の過料に処する。

(i) 民事訴訟法第 299 条(2)及び同法第 367 条に基づいて宣誓をした後に特許審判院に対して虚偽の陳述をした場合

(ii) 特許審判院からの証拠調又は証拠保全に関する書類その他の物件の提出又は提示の命令に正当な理由なく応じなかった場合

(iii) 第 125 条に基づく特許発明の実施報告の命令に正当な理由なく応じなかった場合、又は

(iv) 特許審判院からの証人、鑑定人又は通訳人としての召喚に正当な理由なく応じず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定又は通訳を拒んだ場合

(2) (1)に基づく過料は、大統領令が定める規定に基づいて特許庁長が科し、かつ、徴収する。

(3) (2)に基づく過料の処分に異議がある者は、その処分の通知を受けた日から 30 日以内に特許庁長に異議申立をすることができる。

(4) (3)に基づく異議申立がされたときは、特許庁長は遅滞なく管轄法院にその事実を通知しなければならない。その通知を受けた法院は非訟事件手続法に基づく過料の裁判をする。

(5) 過料は、(3)に基づく期間内に異議申立がされず、これが納付されなかったときは、特許庁長は国税滞納処分の例に従い、管轄税務署長を通じて徴収する。